

平成26年 6 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成26年 6 月18日～19日

場 所 第5委員会室



平成26年 6 月 18 日 (水曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 1 号)

○議案第 9 号 宮崎県中小企業者等向け融資に  
係る損失補償に関する条例の一  
部を改正する条例

○議案第11号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及  
び調停について (別紙 2)
- ・ 平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別  
紙 3)
- ・ 平成25年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 (別  
紙 4)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○その他報告事項

- ・ 県内経済の概況について
- ・ 平成25年度における中小企業振興の取組状況  
について
- ・ 本県自動車産業関連企業の現状について
- ・ 立地企業の雇用実績について
- ・ 特定複合観光施設区域の整備の促進に関する  
法律案等について
- ・ 記紀編さん1300年記念事業の取組状況につい  
て
- ・ 県アンテナショップの状況について
- ・ 指定管理者の指定について  
建設技術センターにおける指定管理者の第二  
期指定について

県立平和台公園等における指定管理者の第四  
期指定について

県営住宅における指定管理者の第四期指定に  
ついて

- ・ 建設工事における指名競争入札の平成25年度  
の試行結果及び平成26年度の取組について
- ・ 完成予定年度の公表について
- ・ 地域維持型契約の導入について
- ・ 宮崎県の高速度道路の現状と課題

出席委員 (8 人)

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 廣 明
委 員	宮 原 義 久
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	梅 原 裕 二
企業立地推進局長	川 野 美奈子
観光物産・東アジア戦略局長	金 子 洋 士
部参事兼商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	川 畑 充 代
産業振興課長	佐 野 詔 藏
産業集積推進室長	富 山 幸 子
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	福 嶋 清 美
企業立地課長	津 曲 睦 己

観光推進課長 孫田 英美  
 記紀編さん記念事業推進室長 松浦 直康  
 オールみやざき営業課長 日下 雄介  
 工業技術センター所長 古賀 孝士  
 食品開発センター所長 森下 敏朗  
 県立産業技術専門校長 田村 吉彦

議事課主査 長谷 恵美子

県土整備部

県土整備部長 大田原 宣治  
 県土整備部次長  
 (総括) 鈴木 一郎  
 県土整備部次長  
 (道路・河川・港湾担当) 坂元 政嗣  
 県土整備部次長  
 (都市計画・建築担当) 東 憲之介  
 高速道対策局長 直原 史明  
 部参事兼管理課長 福嶋 幸徳  
 用地対策課長 林 睦朗  
 部参事兼技術企画課長 高橋 利典  
 工事検査課長 永野 広  
 道路建設課長 大坪 憲男  
 道路保全課長 馴松 義昭  
 河川課長 大谷 睦彦  
 ダム対策監 秋山 克則  
 砂防課長 土屋 喜弘  
 港湾課長 蓑方 公  
 空港・ポート  
 セールス対策監 川野 福一  
 都市計画課長 瀬戸長 秀美  
 建築住宅課長 森山 福一  
 営繕課長 上別府 智  
 施設保全対策監 山下 幸秀  
 高速道対策局次長 原 拓実

○岩下委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりとしておりますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時2分再開

○岩下委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

初めに、委員の皆様方には先般の県内調査におきまして、県北及び県南地域の商工観光労働部関連の施設などを御調査いただき、まことにありがとうございました。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成26年6月定例県議会提出議案、平成26年6月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 沖米田 哲哉

予算(第1号)」は、基金事業実施に伴う補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左側から補正前の額440億9,306万3,000円に補正額1億5,092万8,000円を増額し、補正後の額が442億4,399万1,000円となります。

次に、7ページをお開きください。

議案第9号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新たに産業競争力強化法が制定されたことに伴いまして、本条例について所要の改正を行うものであります。

議案の概要は以上でございます。

恐れ入りますが、表紙に戻っていただきまして、提出報告書及びその他報告事項につきましては、目次のとおりでございます。

議案及び報告事項の詳細につきましては、担当課長、室長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

**○久松労働政策課長** それでは、労働政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、横長の歳出予算説明資料の33ページ、労働政策課のインデックスのところをお開きください。

今回の補正は、1億5,092万8,000円の増額補正でありまして、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、30億6,327万円となります。

次の35ページをお開きください。

(事項) 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。これは、国から交付のありました緊急雇用創出事業臨時特例基金の早期実施を図るため、基金事業を追加実施するもので、市町村への補助や県が実施します「地域人づくり

事業」により、県内各地域における雇用の拡大や処遇の改善を推進するものであります。

内容につきましては、委員会資料のほうで御説明いたします。資料のほうをかえていただきまして、お手元の縦長の商工建設常任委員会資料の2ページをお開きを願います。

緊急雇用創出事業臨時特例基金(地域人づくり事業)であります。

1の事業の目的・背景であります。この事業は、国が新たに創設した地域人づくり事業を活用して、地域において産業や社会情勢等の実情に応じた多様な人づくりを行うことにより、雇用の拡大や処遇改善に向けた取り組みを推進するものであります。

2の事業の内容であります。本事業は、①にございますように、雇用拡大プロセスと②の処遇改善プロセスにより事業を実施することとしておりまして、①の雇用拡大プロセスでは、未就職卒業者等の失業者に対しまして、就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行うほか、企業と求職者とのマッチングを行う合同説明会の開催など、就職へ向けた支援を行うこととしております。

また、②の処遇改善プロセスでは、非正規労働者の正社員化や、販路拡大等を目指す事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引き上げ等、処遇の改善を図ることとしております。

次に、4の事業費であります。今回の補正は1億92万8,000円の増額をお願いしてございまして、補正後の額は8億6,492万8,000円となります。

なお、右の3ページに地域人づくり事業一覧を載せておりますが、この予算は、労働政策課で一括計上いたしまして、各課に分任すること

としております。

今回、追加補正を行う事業は、太枠で囲みま  
した上のほうの、フードビジネス人づくり推進  
事業など5事業で、それぞれ雇用の拡大や処遇  
改善に取り組むこととしております。

次の4ページをお開きください。

緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金  
であります。

1の事業の目的であります。この事業は、  
市町村が雇用・就業機会の創出を図るため、創  
意工夫に基づき緊急に実施する事業に対し補助  
を行うものであります。

3の事業費であります。今回の補正は5,000  
万円の増額をお願いしております。補正後の  
額は6億3,344万2,000円となります。

なお、このうち地域人づくり事業に係る分につ  
きましては5億円でありまして、残りは起業  
支援型、この起業は業を起こすほうの起業を支  
援するという意味ですけれども、残りは起業支援  
型地域雇用創造事業となります。

右のページには、地域人づくり事業の交付状  
況を示しております。下から2番目の合計欄に  
ありますように、補正後は5億円の予算額に対  
しまして、4億7,100万円余の事業を実施する予  
定であります。

交付残額につきましては、事業を実施してい  
ない市町村もありますことから、引き続き活用  
について働きかけていくことにしております。

説明は以上であります。

**○川畑金融対策室長** 委員会資料の7ページを  
お開きください。

議案第9号「宮崎県中小企業者等向け融資に  
係る損失補償に関する条例の一部を改正する条  
例」の概要について御説明させていただきます。

改正の対象となる条例は、信用保証協会が代

位弁済を行い、県が損失補償を行った中小企業  
者等について、その事業再生の円滑化を図るこ  
とを目的に、平成21年3月に制定されたもので  
あります。

まず、1の改正の理由であります。国の日  
本再興戦略に盛り込まれた施策を確実に実行し、  
日本経済を再生し、産業競争力を強化すること  
を目的として、新たに産業競争力強化法が制定  
され、これまでの産業活力の再生及び産業活動  
の革新に関する特別措置法、いわゆる産活法が  
廃止されたことに伴い、宮崎県中小企業者等向  
け融資に係る損失補償に関する条例について、  
所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容であります。①ア、  
イにございますように、この条例で引用する旧  
法の規定を相当する新法の規定に改めることと  
しております。

また、②にございますように、改正前の条  
例第3条第2号に基づき策定された計画につい  
て、改正後におきましても、改正前と同様に取  
り扱えるよう、必要な経過措置を設けることと  
いたしております。

3の施行期日につきましては、公布の日とし  
ております。

説明は以上であります。

**○岩下委員長** 執行部の説明が終了いたしまし  
た。

まず、議案について質疑はございませんか。

**○宮原委員** 先ほど地域人づくり事業市町村補  
助金交付状況ということで、5ページで説明を  
いただいたんですが、各市町村ごとに並んでい  
ますが、交付されていない団体があるというこ  
とでしたけど、どちらですか。

**○福嶋地域雇用対策室長** 未実施の市町村です  
けれども、4市町村ありまして、西都市、西米

良村、椎葉村、美郷町となります。

○宮原委員 4団体ということで。

あと、延岡と門川が、当初予算ではあがってなくて、補正で今回、事業を組まれてるわけですが、事業費が総額で決まっているということで、その段階では事業としてまだ計画を持っていなかったということでもいいですかね。

○福嶋地域雇用対策室長 おっしゃるとおり、なかなか事業の構築が難しかったということがございまして、延岡と門川については、この時期に追加となりました。

○宮原委員 事業の構築が難しかったということですが、日南なんか9事業でたくさん事業構築されてるわけで、自治体によってこれを使おうとしたときに、県との打ち合わせなどが違ったのかなというふうに思いますけど、そのあたりについてはどうだったんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 この事業の開催に当たっては、市町村を集めて合同の説明会をいたしました。その後に個別にヒアリング等もやりまして、取り組んでいただくようお願いをしたところです。

市町村によっては、この事業が全て外部委託となる関係もありまして、相手方との交渉とか、いろいろ難航したところもあったように聞いております。

○宮原委員 4団体については、今後、残額の枠の中で事業をやってくださいということで、それ以上の事業を持ってきた場合はどうなるんですか。この範囲内ということになるんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 基本的にはこの範囲内だと考えておりますけれども、今、県事業のほうがございまして、もし県事業のほうに執行残等が出てくるようであれば、そこは調整の余

地はあるというふうに考えております。

○宮原委員 そうですか。よろしく願いします。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 緊急雇用対策、これは、最初の国の目的というのは、景気対策の一環、雇用対策、失業率を下げる、有効求人倍率を上げるのが目的だったと思います。今、有効求人倍率も0.8ぐらい。それともとつくに0.9に近い。都会に行くともう1ぐらいで、業種によってはもう人手が足らなくて、今、困ってる。そういう絡みはどうなるの。今後、この基金事業ってのは、まだ来年も続く話かな。そこのトータル的な考え方を。

○福嶋地域雇用対策室長 今回の地域人づくり事業につきましては、主に消費税増税に伴う景気の腰折れを防ぐというのが一つと、あとは女性や高齢者、若者といった全員参加の社会をつくるというのが目的として掲げられております。

したがいまして、雇用情勢はかなりよくなつてはきているんですけども、そういった景気浮揚ですとか、今度、人口減少で労働力が減っていくということを何とか食い止めたいというのがありまして、以前の緊急雇用とは若干趣が違ってきていると。

今回の処遇改善プロセスといいますのも、人を雇わない形で企業の利益を上げて、賃上げとか正社員化を図るという内容が盛り込まれておりますので、基金事業はどんどん変遷してきていると考えております。

来年度以降については、まだ何も示されておられませんけれども、そういった観点で行われるのであれば、まだ続く可能性はあると考えております。

○中野委員 この基金は、ことしはことしの分でみんな終わるわけ。まだ未消化っていうか、

基金は残ってくるわけ。

○福嶋地域雇用対策室長 基金は毎年積み増しされておりまして、今年度実施しているのは、この地域人づくり事業と企業支援型の2種類になります。企業支援型が今年度で終了しまして、地域人づくりについては、今年度から来年度にかけて、またがって実施が可能となっております。

○中野委員 7ページの中小企業融資制度の改正点を簡単に。この条例第3条第1号の改正部分のところの中身をちょっと簡単に説明してくれますか。

○川畑金融対策室長 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例が制定された理由なんですけれども、地域経済の活性化のために、優良な経営資源を有しながら過大な債務を負ってしまった中小企業が、破綻に追い込まれることのないよう、その円滑な再生というのが重要となっております。

この再生に当たっては、中小企業が抱える債務というものをどのように処理するかが課題となるんですけれども、このような中で、再生を図る中小企業の債務の中に、県が損失補償する制度融資がある場合、信用保証協会が代位弁済の求償権を放棄するに当たって、間接的に県の債務放棄というものが必要になります。

この県の債務放棄に当たるものとなると、地方自治法第96条の規定により、通常議会の議決が必要となるものでございますが、議決を待つと再生支援が迅速に行えなくなるため、その再生支援の時期を失すおそれがあるため、議会の議決を要せずに知事が求償権放棄を承認できるよう条例を制定したものでございます。

○中野委員 この中身は、例の亀井さんがつくった法律の関係で、債務補償の関係じゃないわけ

ね。

○川畑金融対策室長 この条例が制定された契機なんですけれども、平成20年……。

○中野委員 いやいや、この旧法の期限が来るので、それをまた延長するとか、そんな説明やっただよね。経緯とかじゃなくて、限定的だったのを延長するという、その中身をちょっと教えてもらえばいい。

○川畑金融対策室長 済みません、法律の話でございましてけれども……。

○中野委員 円滑化法の関係かな。円滑化法の関係じゃないわけ。

○川畑金融対策室長 金融円滑化法とは全く異なるものでございまして、旧法が、産業活力再生特別措置法といいまして、バブル崩壊後の日本経済の持続的成長が可能な状態まで回復させることを目的とした法律として、平成11年に制定されてございます。

同法には、期限を定めた見直し条項というのが規定されておりまして、その期限が11年から15年、21年、23年と改正を繰り返しまして、21年改正時に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法と改称されております。

25年の12月に、この産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、これを廃止しまして、産業競争力強化法というものを制定されております。ここに中小企業の再生に係る部分について、そのまま移行されておりますので、それに伴って条例の改正が必要となるものでございます。

○中野委員 後で、個別に聞くわ。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。



○佐野産業振興課長 産業振興課からの報告は3件でございます。お手元の商工建設常任委員会資料のほうで御説明いたします。8ページをお開きください。

平成25年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。これは、昨年11月定例県議会で御承認をいただきました2件の繰越事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき御報告するものでございます。

まず、商工費、鉱業費、事業名、チャレンジ・新商品開発フード・オープンラボ整備事業について1億753万円と、次の工業技術センター運営管理事業について691万5,000円の2件について、工法の検討等に日時を要したこと等により、平成26年度へ繰り越すものであります。

次に、10ページをお開きください。

平成25年度宮崎県事故繰越し繰越計算書であります。これは、平成25年度予算のうち、事故繰越を行いましたものを地方自治法の規定に基づき御報告するものであります。

今回御報告いたしますのは、商工費、工鉱業費、事業名、休廃止鉱山鉱害対策事業であり、繰越額は462万5,000円であります。

この事業は、休廃止鉱山からの鉱害を防止するため、鉱害防止工事を行います市町村への補助事業でありまして、繰り越しますのは、高千穂町が実施主体となって旧土呂久鉱山で実施しております旧廃止鉱山鉱害防止工事に対し、県が事業費の8分の1を交付する補助金でございます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

繰り越しの理由であります。平成25年度の工事箇所におきまして、湧水等により坑内を支える古くなった既設の木枠の一部が崩壊しまして、その崩壊が2月上旬に発生したということ

で、工事の安全確保を図る必要が生じたため、高千穂町が工期の延長を行ったことに伴い、25年度内の完了が困難となりましたので、県の補助金につきましても繰り越しとなったものでございます。

なお、この工事につきましては、6月30日に完了予定でありまして、高千穂町からは、工事が順調に進んでいるという御報告を受けております。

産業振興課からは以上でございます。

○津曲企業立地課長 続きまして、企業立地課でございます。同じように明許繰越しが1件ございますので、御説明をさせていただきます。

委員会資料は、9ページでございます。

商工費、工鉱業費、事業名をごらんいただきますと、広域拠点工業団地整備促進事業であります。繰越額が確定をいたしました。金額は、その横にございます626万8,800円でございます。

この事業は、工業団地造成を行う市町村への補助事業であります。25年度の対象は、都城市のインター工業団地整備事業の1件でございます。事業主体であります都城市におきまして、土地改良工事との兼ね合いから、事業の一部を26年度に繰り越すこととなったため、県の事業費につきましても、26年度に繰り越しをしたものでございます。

なお、この整備工事につきましては、ことし末の完了を予定しております。

説明は以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○太田委員 8ページの繰り越しの関係ですが、これは、説明としては工法に日時を要したということでありまして、この予算自体は年度当初に組まれていたものですか。それとも、補正

か何かで途中で組んで、こういう工法が日時を要したということで繰り越しになったのか、そのあたりはどうですか。

○佐野産業振興課長 工業技術センターの運営管理事業についてお答えいたしますが、この事業は、工業技術センターのエレベーターの改修工事です。センターにエレベーターが2基あるんですが、事故が起きましたシンドラ社製ということで、25年度に入り、宮崎市のほうから文書によりまして、事故発生防止のための工事をすべきだという指導がございました。

当初予算につきましては、経年劣化に伴う部品交換を当初考えておったわけですが、それに加えまして事故発生防止のための工事を実施することとなったために、年度内の工事が困難になったということがございます。

○富山産業集積推進室長 もう一つのフード・オープンラボの整備について説明させていただきます。

これにつきましては、平成25年度の当初予算でお願いしていたものでございます。昨年の11月の議会で増額及び繰り越しの承認をいただきました。昨年度、実際に執行したものが、そのうちの2,247万ということで、残りこの金額、1億753万を今年度繰り越したいということで、この額が確定になったということの御報告でございます。

○太田委員 わかりました。

じゃ、もう一つ、11ページの休廃止鉾山の関係ではありますが、これは、県は8分の1となっておりますが、その他はどんな配分になってるんですか。国とか地元とか何かあるのか。

○佐野産業振興課長 実施主体は高千穂町ということになりますが、国が4分の3、県が8分

の1、実施主体が結局8分の1負担するということになります。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、次は、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○田中商工政策課長 それでは、常任委員会資料の12ページをお開きください。

県内経済の概況について御説明をいたします。

まず、1の表であります。これは、3つの機関の経済概況報告を記載しております。

左から日銀宮崎事務所、次が財務省宮崎財務事務所、この2つが本県経済、一番右が内閣府の月例経済報告で、全国の状況であります。

また、矢印は前回との比較で、改善か、悪化か、横ばいかを示しているものであります。

これを見ていただきますと、本県では、昨年春ごろから改善の傾向が見られ、直近では、日銀は「消費税率引き上げの影響による振れを伴いつつも、基調としては持ち直しの動きが続いている」。財務事務所も同様の分析となっております。

次に、13ページをごらんください。

ここからは、主要指標について、消費税率引き上げの影響等を御説明いたします。

まず、(1)個人消費の大型小売店の販売額ですが、3月は前年同期比15.0%増と駆け込み需要が顕著になっており、逆に4月は10.5%減と、衣料品ですとか高額品等を中心に反動減が見られました。

また、(2)乗用車販売台数は、昨年後半から前年同期を上回っておりましたが、4月は3.6%減、5月は0.2%増となりました。普通車、小型車が厳しい一方、軽自動車は売り上げが上がつ

ている状況であります。

14ページをお開きください。

観光であります。宮崎市内の主要ホテル・旅館の宿泊客数、これは、平成25年3月以降、前年同期を上回る水準でしたが、4月は交通費等の値上がりもあり、前年同期比9.5%のマイナスとなりました。

なお、ゴールデンウィークは、日並びや天候の関係等で伸び悩んだと聞いておりますが、高校総体が5月中から行われたこともあり、5月全体では4.3%増となっております。

(4)の製造業では、全体の鉱工業生産指数、ちょうど100あたりを推移しております四角の点で結ばれた折れ線グラフですが、昨年夏ごろから持ち直しの動きが見られております。直近の3月は食糧品の生産が減少しましたが、全体としては緩やかな増加傾向が続いております。

15ページをごらんください。

(5)の雇用情勢ですが、アの有効求人倍率、これは緩やかに持ち直してきておりまして、本年4月は0.92倍となっております。また、イは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

表の上の欄、求人数については、1～3月期の実績並びに4～6月期の予想ともに増加傾向を示しております。

一方、下の欄、求職者数は、「変わらない」または「減少傾向」という回答が多くなっています。

各事業所からは、「欠員補充ではなく、収益・事業拡大のための求人が増加している」、あるいは、「30代後半、40代の求職者が増加している」などの声がありました。

この調査結果及びハローワークのデータから、

求人数は増加傾向、求職者数は減少傾向にありまして、求人の量的な観点からは、雇用情勢はおおむね改善傾向にあると考えられます。

16ページをお開きください。

(6)消費税率引き上げの影響について、県で実施しましたアンケートの結果であります。

昨年4月と比較した本年4月の売り上げは、半数の事業所が減少となり、特に小売・飲食関連業では約8割が減少しておりますが、減少の程度はおおむね1割から2割でありました。

5月以降については、緩やかですが改善傾向を見込む企業が多く、今回の調査結果からは、消費税率引き上げの影響はおおむね限定的と考えられますが、原材料費等のコスト増を懸念する声も多く聞かれておりますので、引き続き状況を注視していく必要があると考えております。

続きまして、19ページをお開きください。

平成25年度における中小企業振興の取り組み状況についてであります。

本県では、昨年、宮崎県中小企業振興条例を制定、施行しまして、8つの基本方針に基づき中小企業の振興に取り組んでいるところでございます。

条例の概要は記載のとおりであります。本県企業の大部分を占める中小企業の重要性を十分認識し、中小企業や県を初め、関係団体、金融機関、市町村等がそれぞれの役割を果たしながら、人材育成など、基本方針に基づく取り組みを推進し、中小企業の振興を図ることといたしております。

20ページをお開きください。

昨年度の主な取り組み状況について、基本方針の項目ごとにまとめております。

まず、1の人材の育成及び確保であります。若手経営者や産業界を担う産業人材の育成、若

年者の就労支援に取り組みました。

具体的には、地域のリーダーとなる若手経営者を創出するため、経営者養成塾を開催したほか、県内のすぐれた企業の表彰や、学生の企業視察会を実施し、本県のすぐれた企業を知ってもらうことによる優秀な人材の確保、また、ヤングJOBサポートみやぎきを活用した若年層の就職支援等を行ったところであります。

2の経営基盤の強化では、みやぎき経営アシスト、中小企業再生支援協議会など、県、金融機関、商工団体等が連携した経営支援に取り組んだほか、21ページになりますが、商工会議所、商工会の機能を活用したワンストップ相談対応、あるいは立地企業のニーズ把握ためのフォローアップ等を実施いたしました。

3の資金供給の円滑化では、県融資制度の充実、保証料負担の軽減などにより、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ったところであります。

22ページをお開きください。

4の創業及び新たな事業の分野への進出の促進では、ベンチャー企業と金融機関等とのマッチング会の開催のほか、専門のコーディネーターを配置した、みやぎきスタートアップセンターを設置しまして、商品のブラッシュアップから販路開拓までの一貫支援等を実施いたしました。

5の技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進では、産学官連携のもと、経営革新計画の認定を受けた企業への支援、新技術や新製品開発につながる共同研究開発の支援等を行いました。

6の地域の農林水産物を初めとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進につきましては、宮崎空港に設置したチャレンジショッ

プで、県内食品加工企業が開発した商品の市場評価を収集したり、みやぎき農商工連携応援ファンド等による開発製品の求評会を開催し、売れる商品開発を支援したほか、23ページになりますが、観光面では、地域の観光資源を活用した旅行商品企画を募集し、県内外からの観光客の周遊を促進したところであります。

7の販路拡大及び取引拡大では、新宿みやぎき館KONNEに販路開拓専門のコーディネーターを配置し、首都圏のバイヤー等へ売り込みを図ったほか、県東京ビルに本県企業の拠点となる施設を設置し、首都圏での営業等に活用していただきました。また、取引開拓アドバイザーを4名設置し、下請取引のあっせん支援も行ったところであります。

最後に、8の国際的視点に立った事業展開の促進につきましては、みやぎき東アジア経済交流戦略に基づき、香港事務所の設置や国際見本市への出店支援など、重点対象国ごとに官民一体となった取り組みを行ったほか、工業会に海外販路開拓コーディネーターを配置し、ものづくり企業の海外販路開拓支援も行ったところであります。

詳細につきましては、24ページ以降に取りまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

今後、中小企業等との意見交換などを積極的に実施しながら、現場ニーズをしっかりと把握し、実効性のある施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

商工政策課は以上であります。

○佐野産業振興課長 御説明いたします。本県の自動車産業関連企業の現状についてであります。委員会資料の34ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の自動車関連産業の状況であります  
が、(1)我が国の状況につきましては、昭和59  
年に本田技研工業がアメリカでの生産を開始し  
て以降、年々、国内メーカーの海外での生産は  
増加しております。乗用車、トラック、バスを  
含む国内の四輪車生産台数は、近年、800から900  
万台で推移しておりまして、24年には中国、ア  
メリカに次いで世界で3番目の生産台数、国別  
のシェアでは11.8%となっております。

また、(2)九州の状況であります、九州へ  
の自動車メーカーの進出は、昭和51年の日産自  
動車九州を皮切りに、平成に入りましてトヨタ  
自動車九州、ダイハツ九州、日産車体九州と続  
いております。現在、4社で154万台の生産能力  
を有しております。

委員会資料の35ページをごらんいただきたい  
と思います。

4社の進出によりまして、平成25年には、国  
内で生産される四輪車のうち13.9%を占めてお  
りまして、台数ではイギリス一国の生産台数に  
匹敵する134万台を生産するほどになっておりま  
す。この結果、九州は国内でも有数の生産拠点  
として、また、各社とも最新鋭の生産効率を有  
する生産拠点として、九州の国内における位置  
づけが重要性を増しております。

なお、九州に立地します1,036の自動車産業関  
連企業のうち、約半数が福岡県内にございます。

次に、(3)本県の状況についてであります。

平成25年10月現在で、66の自動車産業関連企  
業が本県にありまして、ここ数年、数としては  
横ばいの状況にあります。

そのうち、自動車メーカーと直接取引を行  
います、一次サプライヤーと呼ばれる企業とし  
ては、宮崎市のホンダロックと国富町の宮崎ア  
スモがあります。

委員会資料の36ページに県内の企業名を掲載  
しておりますので、後ほどごらんいただきたい  
と思います。

委員会資料の37ページをごらんください。

2の県の取組であります。

本県の自動車産業振興のため、九州各県とも  
連携しながら、県内外の企業との取引あっせん  
や、展示会、商談会への出展参加、さらには県  
内企業を紹介するパンフレットの作成配布など  
の取り組みをこれまで行ってきておりますが、  
今年度からは新たに県内企業の北部九州での拠  
点づくりとして、自動車産業北部九州フロンティア  
オフィス運営事業にも取り組むこととしており  
ます。

この事業は、自動車産業が集積します北部九  
州から遠隔地にある本県にとりまして、東九州  
自動車道の開通は取引拡大を図る上で好機であ  
りますので、販路拡大等の拠点として活用でき  
るオフィスを設置するものであります。

オフィスは、福岡県豊前市にある空き工場を  
改装したもので、車で日産九州とは約40分、  
ダイハツ九州とは約25分の位置にあります。現  
在、延岡市の花菱塗装技研工業、宮崎市のクリ  
エイティブマシン、そして同じく宮崎市の山洋  
製作所の3社と入居契約をいたしております。

入居企業からは、「今まで北部九州での営業活  
動ができておらず、拠点として重要である」、  
また、「県のオフィスということで、相手企業の  
信用が得られる」といった声を伺っております。  
また、ソフト面での支援であります、取引推  
進アドバイザーにつきましては、ダイハツ九州  
の調達部門の社員に決定したところであり、今  
後、入居企業の営業活動の支援など、具体的  
な活動を開始していただくこととしております。

産業振興課からの説明は以上であります。

○津曲企業立地課長 続きまして、企業立地課でございます。資料、39ページをごらんください。

立地企業の雇用状況につきまして、ことし4月1日現在の調査結果がまとまりましたので、御報告をいたします。

1の調査の概要であります。調査は21年度から25年度に本県に立地いただいた企業さんに、ことし4月1日現在の雇用状況を記入するアンケート用紙を郵送いたしました。その回答をいただいた上で、電話による聞き取り確認を行ったものであります。

2の結果をごらんください。対象となった5年間の立地企業は149件であります。これらの企業さん方からは、立地計画認定の際にどのような会社規模になるのかという目安としまして、立地後の数年間、例えば3年とか5年とかの間、どのくらいの事業、雇用をしていただけますかという最終目標をお聞きしまして、最終雇用予定者数として公表しております。

今回、対象となった149社の合計は、ごらんの6,696人で行いました。今回の調査では、正規職員やパートなど合わせて全従業員数は5,597人となりました。

3に年度ごとの一覧表を掲げております。

上のほうから、立地件数、それから最終雇用予定者数、そして今回の調査で判明いたしました全従業員数であります。

21年度の欄、それから22年度の欄をごらんいただきますと、順調に雇用が進んでおりますが、昨年25年度に立地した企業、1,600名弱の雇用を予定しておりますが、今回の調査結果では、3割程度、481名ということになっております。

企業さん方にお聞きをいたしますと、現在、事務所や工場を建設をしている、まさに操業の

準備の途上にあるという企業もございます。

私ども企業立地課といたしましては、定期的に企業さんを訪問しまして、経営上の相談対応や意見交換を行うフォローアップ事業を進めながら、一日も早い操業開始、そして一人でも多くの雇用が進むよう働きかけてまいりたいと考えております。

企業立地課は以上であります。

○孫田観光推進課長 お手元の配付資料の40ページをごらんいただきたいと思っております。特定複合観光施設区域の整備の促進に関する法律案等について、御説明いたします。

まず、1の法案の概要であります。

特定複合観光施設区域の整備の促進に関する法律案、通称、IR推進法案は、国会議員の議員連盟であります国際観光産業振興議員連盟、いわゆるIR議連の10名の議員の皆さんによって提出されたものであります。

(1)のとおり、この法案の目的は、基本理念及び基本方針等を定めるものであり、詳細な手続等については、当法案の施行後1年以内をめどにIR実施法において講じられることになっております。

どのようなものが講じられることになるかにつきましては、後ほど御説明いたします。

続いて(2)特定複合観光施設、いわゆるIR施設の定義であります。カジノ施設、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となった施設と定義されております。また、その設置及び運営につきましては、民間事業者が行うこととされております。

そして(3)のとおり、そのIR施設を設置することができる区域を特定複合観光施設区域とし、地方公共団体の申請に基づき、国が認定

を行うこととされておりますが、現時点では、  
県市町村といった地方公共団体の種類は特定されて  
おりません。

次に、2の特定複合観光施設区域整備法案(仮称) I R  
実施法案に関する基本的な考え方(案)であります。

先ほど申し上げましたように、I R推進法案では、  
具体的な内容については、実施法に委ねられると  
されておりますが、I R議連の総会におきましてI R  
実施法案に関する基本的な考え方(案)が示されて  
おりますので、その主な内容を御説明いたします。

(1) I R推進法案に基づく統合型リゾートの設置  
総数・設置区域についてであります。国際的、全  
国的な視点から、観光振興、経済振興の効果を  
発揮できる可能性の高い地域を優先し、施行地  
域を限定した上で実施し、その着実な施行を確  
認した後、段階的に数をふやしていくこととさ  
れております。

また、(2) 統合型リゾートの基本フレームで  
ありますが、①地方公共団体が構想を策定し、  
区域認定申請を行い、②政府がすぐれた構想の  
ものを認定する。③認定を受けた地方公共団体  
は、特定複合観光施設を設置・運営しようとし  
る事業者を公募する。④特定複合観光施設を  
設置・運営しようとする事業者は、みずからの  
資金、ノウハウで設置、運営を行わなければ  
ならず、また、カジノ設置・運営に係る許可・  
免許をカジノ管理委員会から取得しなければ  
ならないこととされております。

いずれにいたしましても、現時点では具体的  
な内容や手続は未定であり、推進法案の審議、  
それに続く実施法の中で提示されることとな  
ります。

続いて41ページをごらんください。

3の実施法案において想定される措置等であ  
ります。

I R推進法案執行後1年以内にI R実施法で  
講じられるものと想定されるものについては、  
(1)の①から⑤のようなものであります。先  
ほど御説明した手続の手順につきましても、こ  
こに含まれるものと考えております。

この中でも特に県民の関心が高いと思われる  
②青少年への影響、③依存症対策について、ど  
のような内容になるか、特に注視してまいり  
たいと考えております。

その他、(2)にありますように、他法令との  
調整についても想定されるところであります。

最後に、参考といたしまして、県内の動きを  
まとめております。

一番下の○にありますように、庁内において  
は統合型リゾート行政連絡会議を開催し、関係  
部局等における法案概要等の情報共有などを  
行ったところであります。

I R推進法案につきましては本日、衆議院内  
閣委員会で審議が行われると聞いております  
けれども、報道によれば、次期国会への継続審  
議となる公算が高くなったようでございます。

県といたしましては、国の制度設計の状況  
を注視しながら、国の区域認定を視野に入れ  
て取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 私からは、  
記紀編さん1300年記念事業の今年度の取り  
組みにつきまして、概要が固まってまいり  
ましたものを中心に御報告したいと思います。

委員会資料の42ページをごらんください。

まず、知る機会・触れる機会の創出であり  
ます。

1番目の神話巡りバスツアーにつきましては、

6月7日から既に実施をしております、実施直前ではありましたが、皆様のところにはチラシをお配りさせていただいたところがございます。

表をごらんいただきたいと思います。今年度は5コースを用意しております。

まず、高千穂コースにつきましては、毎週日曜日の運行で、通年運行しております。以下の4つのコースにつきましては、毎週土曜日の運行で、それぞれ2月から3月のリレー方式で運行したいというふうに思っております。

この中で、2番目の都農・日向・延岡コースにつきましては、東九州自動車道の宮崎一延岡間の開通もありましたので、新たなコースとして設定をしたところがございます。かなり盛況でございます、先週の運行につきましては、満員かそれに近いような状況でございますので、こういった状況が続けられるように取り組んでまいりたいと思っております。

2番目の神話のふるさと県民大学についてありますが、これにつきましては、昨年度と同様な形で基本的には進めてまいりたい、年度後半でやっていく予定でございます。

この中で(2)のフィールドワークでございますけれども、神話ゆかりの場所を実際に訪ねていただいて、そこで体感していただきながら講座をやるということで、新たな取り組みとして2回ほど実施をしたいというふうに考えております。

43ページをごらんいただきたいと思います。

ブランドイメージを確立するためのプロモーションでございます。

1番目の「神話の源流へ」のポスターの制作でございますけれども、今年度は新たに4種類程度を新作として出したいというふうに考えて

おります。あわせて、プロモーションビデオにつきましても、新たなものを作成したいというふうに考えております。

2番目の首都圏大学との連携による連続講座でございますけれども、明治大学、東海大学につきましては、昨年に引き続きでございます。早稲田大学と東京芸術大学につきましては、新たにお話をいただきましたので、今年度の新たな取り組みとしてやりたいというふうに考えております。

3番目の九州国立博物館におけるみやぎきの神楽の展示、それから講演でございますけれども、これも昨年に引き続き2回目でございます。8月に予定をしているところがございます。

4番目の東京での集中プロモーションの実施でございます。東京メトロ新宿駅構内での広告、イベントの実施など、9月から10月にかけて集中的にやってまいりたいというふうに思っております。

それから、ここには書いておりませんが、2020年の東京オリンピックに向けまして、開会式で神楽をテーマの一つとして取り上げていただけないかというようなことございまして、これにつきましては、オリンピックの組織委員会でありまして、国等の関係機関に対しまして、具体的なアプローチをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、世界遺産の関係でございますけれども、教育委員会と進め方等について意見交換をしているところがございます。

世界遺産でございますので、それにふさわしい意義をどう説明していくかとか、それから地元の違いとか熱意といったところが評価の対象になってくるようでございます。

具体的な行動をどうしていくのかということ



について、今、検討中でございます。そういったものが、ちょっと時期的にはわかりませんが、タイミングを見ながら、できれば来年度以降には具体的な動きができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私からは、以上でございます。

**○日下オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課でございます。

常任委員会資料の44ページをお開きください。県アンテナショップの状況についてでございます。

まず、1の各アンテナショップの売上状況をごらんください。

(1)平成25年度の売上額でございますが、みやざき物産館につきましては、前年比1.3%減の2億8,373万6,000円。新宿みやざき館につきましては、2.0%減の2億9,869万2,000円。大阪事務所につきましては、22.5%増の1,470万円となっております。

買い上げ客数につきましては、右にございますけれども、それぞれのアンテナショップで前年を下回ったところでございます。

(2)につきましては、過去の売上額の推移を掲げさせていただいておりますが、みやざき物産館につきましては、平成20年度、新宿みやざき館は平成19年度が売り上げのピークとなっております。残念ながらその後は減少傾向が続いているところでございます。

2につきましては、各アンテナショップの部門別の売上状況となっております。

みやざき物産館につきましては、主に観光客が購入されておりますので、お土産物のお菓子が3割を超える割合となっているところでございます。一方、新宿みやざき館につきましては、農産品や畜産品などの日常品の売り上げが多く

なっております。また、併設しております軽食コーナーも、このうち4,400万円ほどの売り上げとなっているところでございます。

大阪事務所につきましては、ビルの9階に位置しております。主に県人会の関係の方など、宮崎にゆかりのある方がお客様となっております。酒類の売り上げが多いのが特徴となっております。

最後に3の各アンテナショップの展示・取扱商品数でございますが、各ショップごとに取り扱い商品数にはそれぞれ差がありますけれども、アンテナショップの売り上げにつきましては、下げどまりの傾向も見られますが、宮崎ブームの沈静化後、厳しい状況が全体として続いているという状況でございます。

アンテナショップのほうにつきましては、宮崎県物産貿易振興センターのほうで運営をしているところでございますが、品ぞろえの充実、また、オンラインショッピングの強化など、できることから着実に実施はしているところでございますが、県といたしましてもセンターとともに魅力ある商品、店舗づくりや、売り上げ増に向けた取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○岩下委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はございませんか。

**○太田委員** 40ページのIRの関係ですが、カジノ管理委員会というのがありますが、この団体はどういう団体なのか。国の団体なのかとか、確認したいのですが。

**○孫田観光推進課長** この法律の中で、カジノ管理委員会は、別に法律で定めるということにされておまして、基本的には内閣府に外局と

して置かれるというふうになっております。

その目的といたしましては、カジノの設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ると。そのためにカジノ施設関係者に対する規制を行うのがその役割とされております。

○太田委員 わかりました。

○新見委員 15ページの(5)のイについてちょっとお尋ねしたいんですけども、民間事業者への調査ということで有料職業紹介事業者と広告事業者、合わせて19社ということですが、それぞれが何社かを教えていただきたいのですが。

○福嶋地域雇用対策室長 民間有料職業紹介所といわれるところが16社になりまして、それ以外が求人広告事業者3社でございます。

○新見委員 うち、この有料職業紹介事業者というのは、法的にはどういう位置づけにあるのかをちょっと教えてください。

○福嶋地域雇用対策室長 済みません、ちょっと今、法律の名前がすぐ出てこないの、申しわけございません。

○新見委員 それと、この求人広告事業者、これは要するに、イメージとして、コンビニのフリーペーパーなんかを発行している広告会社というイメージでよろしいのでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 リクルートですとか。出してるものでいいますと、タウンワークとかリクナビとか、そういったものに当たります。

○新見委員 それぞれの事業者は、リクルートなんかは当然県外ですけども、有料職業紹介事業者というのは、県内に本店を持っているところなんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 一応、民間の有料職業紹介所っていうのが県内に80社ほどございまして。その中から県内に事業所のあるところで、

かつ、特定の、家政婦紹介とか、そういうものに偏っていない、全県的に網羅をしているところを19社選んでいるということでございます。

○中野委員 15ページ、民間事業所の調査というのがあるけど、これは、回答者が2とか4とか、そんな数字で県としては、こういう事業者の声としてとれるんだらうか。実態は実態やけど、県内の全体の一般の声として事業者2とか。せつかくとったのに悪いけど。

○福嶋地域雇用対策室長 一応、県内に事業所のある80社の中から、県内全域とは言いませんけども、広く網羅していて一定の規模のあるところを選んでいる19社であるということ。あと、この事業を始めましたのが、今、ハローワークを通じた求人・求職というのが、大体人の動きの4割程度しか網羅してないということ。こういった民間事業所で残りの6割のうちの3割を網羅してるということがございましたので、これまでハローワークの情報ばかり頼っておいりましたけれども、こういった民間事業者の声もやはり聞くべきではないかということで、昨年度から始めさせていただいております。

これで十分だとは思っておりませんが、ハローワークの情報を補完するものとして、参考にはできるというふうに考えております。

○中野委員 ちょっと教えて。今言った民間事業所の数字は、ハローワークで出してる有効求人倍率とかの数字には入っていないということ。

○福嶋地域雇用対策室長 求人を出す場合に、ハローワークに出されて、かつ民間事業所に出されるというスタイルが多いと思います。ですので、重複している部分が、かなりあると思いますけれども、今、かなり民間のほうが、こういった求人・求職が活発になっておまして、中にはそちらだけで動かれているところもある

のではないかと考えております。ですから、正確な数字と言われると非常にづらいんですけども、全体の傾向を把握するという意味では、これも一つの参考ということでございます。

○中野委員 いや、俺が聞きたいのは、ハローワークのいろいろ数値、統計が出るでしょ。このハローワークの数字では、この民間事業者に申し込んでる人たちも当然入ってるという説明は、どうなんですか。ちょっとそこがわからん。

○福嶋地域雇用対策室長 まず、求人ということでいいますと、事業者さんからすると、ハローワークと民間事業所と両方をお願いするケースというのが結構あるということ。それと、求職者に関しましても、同様に、ハローワークに登録しつつ、民間事業所にも登録してる方が、かなりの数いらっしゃるのではないかと思います。結果として、どちらで就職が決まったかで、数字としては上がってくるものと考えておりますけれども、その重複分を除いてどれだけと言われると、なかなかその数字はつかめていないところでございます。

○中野委員 私が言いたいのは、19社とかそんな意見で、県内の全体の意見ですという説明になるかなって。今後、検討してください。

○外山委員 何件かちょっとお尋ねをします。

まず、IR法、カジノ、今、国会のほうで審議されておりますが、この申請を地方公共団体がするという。その団体が市なのか県なのか、まだ特定されていないということですね。

本会議でもいろいろ議論があったところですが、知事のスタンスがちょっと見えないというか、積極的に打って出ようというのか、状況を見ようというのか、ちょっと見えないんですが。どっちにしろ宮崎県が手を挙げるとしたらシーガイアしかないと思うんです。これは、宮崎市

との関連が非常強いから、宮崎市とこのIR法、カジノに関して協議をされたことはありますか。宮崎市のスタンス。

○孫田観光推進課長 宮崎市とは、さまざまな会合等で、それぞれの情報交換、そして意識の共有等を図っているところでございます。

○外山委員 そこで、宮崎市の考えはどうなんですか、積極的なのかどうなのか。

○孫田観光推進課長 現在、宮崎市といたしましては、IRの位置づけにつきましては中立の立場でありまして、我々と情報交換につきましては、情報共有のために参加していただいているということでございます。

○外山委員 これがどういう形になるか、まだ見えない部分が多いんですよ。宮崎市とは常に積極的に協議をして、いざ手を挙げるときにはどっちが手を上げるのかということも含めて、議会も議員連盟を立ち上げて、積極的に支援していこうというスタンスですから、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、県のアンテナショップの話がありました。物産振興センターか、ここの決算は議会決算書、議会に報告をしてくる案件ですよ。

○日下オールみやざき営業課長 公益社団法人として運営をさせていただいておりますので、その扱いと同様の報告になると思います。

○外山委員 これは、決算時期は3月ですか。3月だったらもう決算書ができておるはずですが。

○日下オールみやざき営業課長 ちょっと確認をさせていただきます。

済みません、3月でございます。

○外山委員 決算書の報告はまだ議会のほうにないんですが、いつごろされるんですか。

○日下オールみやざき営業課長 報告事項にはなっていないということで、毎年度、報告はしていないものでございます。

○外山委員 最初はなっておるという答弁で、今、なっていない、どっちが正しいんですか。

○日下オールみやざき営業課長 済みません、ちょっと誤解を招く答弁でございまして、申しわけございません。公益社団法人としての扱いということでございましたけれども、報告事項にはまだなっていないというところでございます。

○外山委員 今までも、正式に報告かどうかはちょっと記憶がないんですが、決算書、経営の内容等の説明は何回か受けた経緯が、経験があるんです。形は別として、売り上げが落ちてきておりますね。ここの経営内容を見るためには、やっぱり決算書を見たいもんですから、どっかの時点で、できたら3月ですから、早い時期にこの委員会で経営内容を説明してほしいと思うんですが、どうですか。

○日下オールみやざき営業課長 今後、その御指摘を踏まえた対応を検討させていただきたいというふうに思います。

ちなみに、センターの平成25年度の経営内容につきましても、残念ながら単年度で見ますと赤字になっているところでございます。

○外山委員 今、内容を聞こうということじゃないんですよ。口頭で言われても、決算書を見て、項目を全部見て初めてわかるから、しかるべき対応をしたいということですけど。そういうことで、よろしく願います。

○岩下委員長 この件に関しては、委員で協議させていただいて、御報告したいと思います。

○外山委員 それからもう一点、「神話の源流へ」のポスター制作について説明がありました。

これ、予算はどのくらいで、枚数はどのくらいつくって、どういうところに配付をする予定ですか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 ポスターだけではないんですが、こういった種類のものをつくっていく予算として150万円、今年度見込んでおりまして、枚数については、まだ、どうするかというのはあるんですけども、昨年も各市町村で張っていただいたりとか、県外事務所でいろんなところに配っていただいたりとか、活用をしております。見た人からもかなりいい反響があつておると思っておりますので、そういった形で本年度も活用してまいりたいと思っております。

○外山委員 150万くらいの予算で大した枚数はいくらつくれないですね。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 済みません、昨年度で申しますと、大体160万ぐらいの予算でございまして、全体で1,200枚作成をしております。ただ、好評で、途中で増し刷りをしたいとかいうようなこともありますので、その都度の対応になってくると思います。当初予算で150万ぐらい予定をしておりますので、同じく1,200枚ぐらいをまずは印刷をしたいと考えております。

○外山委員 このポスターを、県内の市町村に張ってもあんまり意味がない。ないと言ったらおかしいけど、これは県外にPRをすることによって、宮崎のイメージを高めていくわけで、そうなるこの枚数では、本当しゅんとも言いませんよね。やっぱり東京、大阪とか、九州でいえば福岡とか、そういうところに思い切って、例えば電車の中づりとか、そこまでやって初めてこのポスターをつくる意味が出てくるんで、何か中途半端ですよ、これぐらいじゃね。ま

あ予算が少ないからこういうふうになってしまうんだらうけど、場合によっては補正を組んでも、やっぱりこれは思い切って打って出ないと、この記紀編さん1300年事業そのものが、何か尻すぼみになって、元気がないでしょう。そこ辺を今からまた部内で協議をして、少し気合いを入れて頑張ってもらいたいと思います。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 御指摘ありがとうございます。まさしく県外でどう認知度を上げていくかというのは、一番大きな課題なのかなというふうに思っております。御指摘を踏まえて、どういったことができるのかということも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○外山委員** 関係があるから、ここでちょっとお聞きをしたいんですが、西都原の世界遺産に向けての取り組み、今までは商工だと記紀編さん記念事業推進室だったと思うんですが、今の取り組み状況はどうなんですか。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** まず、世界遺産ということになりますと、まずは国内の暫定候補地に登録される必要があるということでございます。その見直しが、一般的にいうと、現在は行われておりませんので、数年後にはまたあるのではないかと情報がございます。そういった情報の収集を含めて、どういった形であれば、国内の暫定候補地に入っていくのかというような、戦略といいますか、こういった面になってきますと、学術的なところが非常に強くなってまいりますので、教育委員会の文化財課ともかなり密に、そういったところの協議はしているところでございまして、国の動向等を情報収集しながら、タイミングが来れば動けるような形で持っていきたいという形で、今、動いているところでございます。

**○外山委員** 今おっしゃったところまではわかっておるんですよ。

問題は、教育委員会だけに任せておいたらやっぱり弱いんです。やっぱり全庁的に、商工も入る、総合政策も入っていく、そういうような中で取り組みをしていかないと。文科省を説得し、門戸があいたときに入り込むっていうか。商工が今お話しになったことはわかるけど、もう今からやっぱり教育委員会、総合政策も入った上で、そこ辺の協議をしてほしいと思うんです。そういう取り組みを。教育委員会がとりあえずやってもらうということじゃ、なかなか先に進みませんよ。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 御指摘ありがとうございます。

私のほうでも、積極的にこういったものに絡んでいく必要があると考えておりました、文化財課なりが文化庁とかに協議に行く場合には、ぜひ一緒に行きたいという話をしておりました。そういったところで一緒に行動しながら、どういった攻め方といいますか、やり方ができるのかというのを一緒に考えて、その中に総合政策部なりも係ってくる部分があるかもわかりませんので、そういったところも含めて取り組んでまいりたいと思います。貴重な御指摘ありがとうございます。

**○茂商工観光労働部長** 私からも、ちょっと一言ですけど、今、お話のありました点は非常に大事な点だと思います。

いわゆる記紀編さん1300年記念事業のこともそうですし、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み、これについても、我々のほうも一生懸命しますけれども、教育委員会それから総合政策部と連携をして、やはり全庁的に一生懸命取り組んでいきたいというふうに思

います。

それともう一点、先ほど「神話の源流へ」のポスターへのお話をいただきました。私もこれを初めて見たときに、実は、手前みそですけども、なかなかよくできてるポスターだなと思ったんです。それで、おかげさまで、全国の一般の方が投票するインターネットの投票で全国1位になったということで、一生懸命やったかいがあったなというふうに思っております。

先ほどいただいたお話は、非常にありがたいお話でして、これは、確かに皆さんの目につくところにどんどん張っていく必要があると思っておりますので、予算の確保を含めて一生懸命取り組んでいくようにしたいと思います。ありがとうございます。

○外山委員 はい、結構です。

○後藤委員 19ページです、中小企業振興の取り組み状況ってということで、毎年度公表ってということで、25年度からですから、24ページからずっとわたっておりまして、各部・各課にわたる中小企業の振興をする取り組み、施策をまとめられたっていう感が非常にあります。ですから、商工政策課として、どう各部・各課のコーディネートというか、施策といいますか、それをするか。そこにかかわってくるのが、やはり広報・広聴の部分で、いかに中小企業者の声を聞く機会をコーディネートしていくか。そのときに、各部・各課にまたがって、あくまでもイニシアチブとるのは商工政策課ですという捉え方でよろしいんですか。

○田中商工政策課長 この条例をつくりましてから、昨年は12回ほど中小企業の方々、あるいは商工会ですとか、あるいは税理士さんといった認定支援機関の方々と意見交換を行ってまいりまして、さまざまな御意見をいただきました。

そういった意見につきましては、私ども、関係課・関係部のほうにしっかりとおつなぎをして、例えば、今年度の新規事業でも、事業継承について新規事業をつくり上げたとか、女性、高齢者の雇用拡大、こういったものにもつなげる事業をつくり出したというふうに、いただいた御意見をもとに、できるだけ新たな事業、しっかりした取り組みをやっていきたいと考えております。ことしも、同じように県内各地で意見交換をして、中小企業者層等のニーズをしっかりと把握して、それは関係各課・各部にきちんとフィードバックをしていきたいと思っております。

○岩下委員長 ほかにありませんか。

○中野委員 商工ですと整理してあると、政策じゃないけど、ある程度こういうふうに商工でもっている、物づくりとかいろんな結果はどうなのって聞かれた場合に、わかりませんという話になるのか。そこの辺は商工で、結果を含めてぴしっと。委員会でやっぱり出てくるわね。これは別の課に聞きませんとわかりませんとなるのか、どこまで部のスタンスとして範疇に入るのかなと思ってるけど。

○田中商工政策課長 確かに、中小企業に関する施策、うちの部だけじゃなくてほかの部にもいろいろとまたがってるところでございます。

今回、第1回目の取り組みということで、こういうふうにまとめさせていただきましたけども、今後、結果というものをしっかりと把握して、それについては今後の中小企業施策に生かしていかないといけませんので、私ども、今後またいろんな成果等も含めて、しっかりと情報収集しながら、できるだけ中小企業施策のよりよい構築に向けて活用していきたいと思っております。

○渡辺副委員長 2点お伺いしたいんですけど。一つはIRのお話ですけれども、一応、今国会で法案が継続審議の見通しが高いということではありますが、基本法の法案が提出をされた。一つの通過点というか、通ったという状況なのかと思うんですけれども。もちろんまだ次の法案の中になるわけでしょうが、いろいろ観光振興、経済振興の効果を発揮できる可能性の高い地域をまず優先して、分散的な、地理的な分散も考慮してとあって、いろいろ要件が出てくるわけですね。

せっかくなので、本会議でもいろんな議論があっていますが、こういうふうの方針が、まだあくまでも議連の方針ではあるわけですけれども、そういうものが示されてきている中で、さまざまな形で、情報収集であったりとか、もう県としても取り組まれてるんだと思いますので。今の状況で見通したときに、宮崎県として、こういう方針のもとであれば、仮にこの法案が成立して、地方自治体も民間事業者も手を挙げるという状況になったときに、恐らくオリンピックまでのことが一つめどであるはずでしょうから、まず優先的にどのぐらいのところが指定をされ、段階的にその後、数をふやしていくっていうふうになってますけれども、もちろんはっきりとした答えはあるわけではありませんが、県としてどういう見通しを持っていて、そこに現状の宮崎県の取り組みであったりとか、宮崎県の持っているポテンシャルを考えたときに、その対応が可能なのか。仮にやるとなった場合に、その中に入っていけるというふうに踏んでいっちゃうのか。その辺の現状での県の考えを一旦、せっかくなので、整理して御説明いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○孫田観光推進課長 現在、決まっております

範囲というのは、先ほど御説明申し上げたとおりでありまして、あとはさまざまな事業者、さまざまなお立場の方々が、それぞれの見通しをそれぞれ述べられてるという状況でございます。

あくまでもそういった観測に基づいたお話として、主なものということで申し上げれば、よく言われておりますのが、日本全国で全体で10カ所ぐらいかなというお話でございます。

また、この中に示されておられませんけど、いわゆる都市型、地方型というような設置の仕方があるのかなど。いわゆる大都市に設置にされるものと、地方で、ある程度規模を小さくして設置されるものというふうに分けられるのではないかというお話もございます。

もちろん、基本的には商売としてやっていけるかどうか、利益が上がるかどうか。事業者がみずからのリスクにおいて設置・運営するものでありますので、そのところで、どういった事業さんがどこであればやりたいと思っているのかというような問題もございます。

現在、聞こえてくるところによりますと、大阪あたりではかなりの事業者さん、複数の事業者さんが大阪で立地したいというようなことで動いているというお話もございます。また、東京もそういうお話はあるやに聞いております。

地方につきましては、今のところ、そういう動きが、具体的に事業者が接触しているというお話は、先日のテレビ番組で、沖縄県さんにアメリカの業者さんが「御挨拶」をしたぐらいのものは流れておりましたが、それ以外のものは、ちょっとよくわからない状況でございます。

○渡辺副委員長 今回の御説明も含めて、地理的な分散を考慮したという方針は示されてるし、恐らく都市型と地方型という要素、それと、地

方の中でも地理的なことも考慮するという  
ことになってるわけですが、現時点で宮崎県として、  
他県の状況、いろいろ首長さんがいろんなこと  
をおっしゃったりというのはあると思いますが、  
仮に九州地域、また西日本、考え方はいろいろ  
あるかと思いますが、他の都道府県、市町村の  
動向についてはどんなふうに把握をしてらっ  
しゃるでしょうか。

**○孫田観光推進課長** 現在、私たちが把握をし  
ておりますところでは、動きがあるというところ  
では、北海道、東京都、千葉県、静岡県、大  
阪府、長崎県、沖縄県といったあたりが、ある  
意味前向きな動きをされているというふうに聞  
いております。

**○渡辺副委員長** ちょっと意地悪な聞き方をし  
ますが、宮崎県も、ここに3つ書いてあるよう  
に、県内の動きがありますが、今の同じ整理で  
考えたときに、宮崎県は他県から、そういう前  
向きな姿勢で検討している県としてカウントさ  
れるような位置づけにあるというふうに考えて  
よろしいのでしょうか。

**○孫田観光推進課長** いろいろな報道、あるい  
は、さまざまなプレゼンテーション等の中では、  
宮崎県はしばしば入ってくる県として取り上げ  
られております。

**○渡辺副委員長** わかりました。

**○中野委員** このカジノについては、部長は大  
変だろうなと思って。知事が、賛成か反対かわ  
からんような答弁で、ようわからん。今、課長  
の話で、区域認定を視野に入れて取り組みたい  
とか、本当に誘致したいのか。いろいろ議会か  
らも反対もあるし、推進もあるから、ただ何と  
なくそれだけを、状況だけとっておこうかとい  
う判断で。今、俺は全然期待せんようになった  
けど、本当に真意がわからん。

いろいろIRとかなんとか言うけど、どこのカ  
ジノを見ても、大体ホテルの一つの中におさま  
てるよ。ちょっと違うのはセントーサぐらい。  
前に公園があつて。マカオも行ったけど、一つ  
のホテルの中に全て、あれを複合施設というの  
かなと思ったり。

だから、これは賛成反対あることは、要はも  
うわかるとるわけで、どれだけプラスマイナス  
があるかも調べればわかる話で。だから、本当  
、県はいつの時点でここまで調べとって、地域指  
定が地方にあるということで手を挙げようとし  
てるのか。いつの時点で、しっかり手を挙げる  
のか。こんな書いてあるような青少年への影響  
とか、競艇売り場もいろんなことが言われたけ  
ど、実態は何にも出てこない。こんな問題は必  
ずどこでも出てるけど、それを入れてプラスマ  
イナスを判断してやってるわけで。どこの時点  
で、県は動き出すのか。本当にやろうと思う  
、地域指定まで要望するぐらいの気力でやるのか  
わからない。

俺は、知事の周りの三役の意見が消極意見か、  
それに合わせて商工が仕方なくあんな答弁をつ  
くっているのか、商工労働部が消極的で、知事  
があんな答弁してるのか、今、全然わからん。  
前の松形さんのときは、「おお、やろうやろう」  
と言って、みんな議会も含めて、もうどこも手  
を挙げんときからやりよったけど、今はもう全  
然、どこが判断して、我々もどこまで議論して。  
知事が反対っていうのを商工と議論してもしゃ  
あないもんな。話せんやろうけど、実態は。部  
長の考えも、本音は話せんね。本当、難しいわ。

**○金子観光物産・東アジア戦略局長** 担当局長  
でございますが、よろしゅうございますか。

それこそ、この前、本会議で、中野一則先生  
から御質問がありまして、知事は明確に区域指



定を視野に入れて前向きに検討していくということが一つ。

それから、庁内に連絡会議をつくれという指示がありまして、私とその座長という形で、今、情報共有化を図っているところでございます。

それともう一つ、経済団体のIR研究会、これにつきましても県、それから、先ほどありました宮崎市、オブザーバーとして入ってるようなところでございまして、基本的に全く真っさらということではなく、やはり知事のそういう方針のもとで、私ども、庁内としても動いてるところであります。

それから、やはり調査状況としましては、長崎県、あそこの場合には民間事業者は早くから手を挙げて、それに佐世保市、あるいは長崎県がという形で一応表明はしたところでありますが、そこ辺の手続等をちょっと勉強に行ったんですが、このIR導入に当たっては、私ども県の考え方として3つの条件があるかなと思っております。

1つは、やはり知事が議会でもおっしゃるとおり、その制度設計がどのようになるのかと。例えば、外国人専用なのか、あるいは日本人にも開放するのかでまた大きく利用が変わってくるんじゃないかというのが1つ。それから、IRに関します合意形成をどうしていくのかという話。それから、やはり事業者、宮崎の地においてやる事業者の意思表示があるのかどうか、それを経済団体が後押しするのか。ここらあたり、今のところ3つぐらいの条件があろうかなと思ってます。

ここらを、法律も継続審議という可能性が強いですし、今のところ議連の考え方しか出ておりません。日本の新しい成長戦略の中にも、これについては検討を進めるということが明文化

されたようでありますので、今後、関係省庁における制度設計の議論等も始まってくるかと思っておりますので、十分そこらを見きわめながら、宮崎県であればこんなことは可能かどうか、そこらの見きわめというのが出てくる時期があるかと思っておりますので、状況を十分踏まえながら、先ほど申しました3条件を踏まえつつ対処してまいりたいと思っております。

○茂商工観光労働部長 知事は、基本的にやはりかなり前向きではないかと私は思ってます。答弁でも申し上げましたように、国の区域認定を視野に入れて前向きに検討したいということについては、2月議会、それから今議会でもそういうふうな答弁をさせていただいてるんですが、先ほど金子局長からも話をしましたように、いろんな議論がまだ十分されてないんじゃないかということだと思います。

あと、私もIR研究会のメンバー、いわゆる統合型リゾート研究会のメンバー、オブザーバーとして入ってるわけですけども、そこでの議論も、まだまだこれからちょっとしていけないといけないし、いろんな、まあ、セガサミーさんがされるかどうかということも明言されてませんので、そのあたりについてもこれからも議論進めていけないといけないと思ってますし、そういうことを重ねていく必要がある。

この前、ちょっといろいろお話もあったんですけど、今の基本法が上程をされてて継続審議になりそうということなんですけど、これから実施法というのが、それが成立すれば1年以内につくられるということになってます。その状況ももちろん把握をしながら、その間ずっと宮崎が足踏みしていいのかがありますので、必要な議論とか、そういうことはどんどんやっていきたいというふうに思ってます。

それと、あとIRについては、この法案のモデルとされてるのが、いわゆるシンガポールのセントーサ島なんですけれども、ここについては私も実際行ってみましたけど、まさに統合型リゾートで、いろんな施設があって、カジノについては本当にほんのホテルの一部です。ただ、売り上げのほとんどはそのカジノで占めてるといのが実態でございます。ですから、カジノがないIRはないだろうと私も思ってまして、IRについてはそういうことでございます。

**○中野委員** 何かくだらん理屈のやりとりしてるけど、民間だって本当は動きたいけど、知事の顔色とか行政の顔色見て動く部分もあるわけよ。県のスタンスがわからんから。何かあんまりこんな言うたらいかんのかな——いろいろ民間のほうも要望、陳情やらを出すとか、そんな話もありよったけど——県が中身をまだ検討しながらやりますって、何を検討するのか俺ようわからんのやけど。

まあ、そういうことで、どこまで行くのか。私は、今半信半疑、そんなとこです。もういいです。

**○渡辺副委員長** 今のIRの件ですが、結局今、御説明を聞くと、事業者がどうなるかっていうのが一番のポイントだっというふうにおっしゃってるわけですね。要は、事業者がはっきりしない、事業者が手を挙げない、明確な意思も表示していない段階で、県なのか宮崎市なのかはともかくとして、区域認定の申請を行うことも恐らくないだろうと思うわけです。それでも、やりたいから、事業者は見つからないけれども、その件について構想を持って申請を行うということはあるんですか。

**○孫田観光推進課長** 現在、割ともう計画が、具体的なお話が上がってるところは、敷地その

ものがほとんど公有地でございまして、現在何もないというような場所が、主に計画構想地として挙がっております。本県の場合ですと、そういった状況に今ないというのがございまして。まず、そもそも、その施設の所有者・事業者が意思をはっきりしないのに、いわゆる、よその家の土地に絵を描くということができるとかどうかというところが問題になってくるかと思っております。

**○渡辺副委員長** 今の御答弁を聞いても、やっぱり事業者ありきの県としての構想をつくるかどうかという問題だっということだと理解をしました。

その場合に、今、先ほど部長のお話の中でも、セガサミーさんは意思を表明されていないということになってますが、先ほど知事は前向きだと思われるということで、部長の御答弁もありましたが、宮崎県とセガサミーさんの間で、このIRの問題について、可能性は唯一そこしかないというのは今までの答弁の中で出てきてる話ですから、意思確認とまで言えるかどうか別にして、意向確認であったり、今後の、経済界も含めてこういう動きが出ている中で、どういう考えなのかということをきちんと、県と唯一可能性があると思ってる事業者さんのところの間では、どういう意見交換と意思の確認がされているんでしょうか。

**○孫田観光推進課長** 意思表示につきましては、事業者さんに全てを、責任を丸投げしているわけではありまして、これは、お互いの意思というもののすり合わせといいますか、平仄を合わせる部分というのは出てくるかと思っておりますけれども、現時点においても、少なくとも事業者さんと常に情報交換を行いながら、さまざまな今後の見通し等についてのお互いの考え方等の

場を持っているところでございます。

○渡辺副委員長 確認ですが、セガサミーさんとの間で、県として情報交換っていうお話をしましたけれども、意向を確認するための場は持っているということによろしいんですね。

○孫田観光推進課長 意向を確認するといえますか、お互いにどう考えてるかというお話はしております。そういう席の場で、事業者さんから明確なお話はいただいております。

○中野委員 やっぱり部長が、この件はセガサミーと内々で話して。セガサミーが動かなければ、もう我々も動かないやろう。そこは内々で、1対1ぐらいで、本音で一回話すべきやと思うな。まあ向こう、2番手、3番手の話かもわからんですね。やっぱね、部長、これは、課長の段階の話じゃないわ。頑張って結論出して。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福嶋地域雇用対策室長 先ほど新見委員から御質問のあった有料職業紹介所の件で、根拠法令についてですが、職業安定法でございました。大臣許可を得て、有料職業紹介等の事業を行っているということでございます。よろしく願いいたします。

○岩下委員長 それでは、その他でございますが。

○中野委員 フードビジネスの内容、状況を聞くとしたら商工観光労働部でいいんですか。それとも、フードビジネスの総合政策部ですか。

○富山産業集積推進室長 フードビジネス全体の大きな流れにつきましては、総合政策部のフードビジネス推進課が担当しております。ただ、フードビジネス推進課だけでなく、我々商工観光労働部でもがっちり絡んで、今、事業をやっ

ておりますので、我々としては物づくりの観点、あるいは販路拡大の観点、そういった観点から関与しておりますので、どうぞ聞いていただきたいと思います。

○中野委員 フードビジネスがどうのこうの言うんじゃなく、結果出すのは、できても売れるかどうかは別としてあるし、もう1年たったことだし、ある程度、どういう結果が出たかっていうのは、ぜひ委員会で、その他のところで、今後、出してください。

それともう一つ、フードビジネス全体の補助金、今、国も、あっちでやったりこっちでやったり。県内で補助金のトータルを知ろうとすれば、どこでとれる。

○富山産業集積推進室長 企業の皆様に向けて、一つの冊子に取りまとめております。当然、我々商工観光労働部が関与してる補助金もありますし、農政の関与してる補助金もあります。

○中野委員 香港事務所は管轄はどこですかね。

○日下オールみやざき営業課長 香港事務所につきましては、商工観光労働部、オールみやざき営業課で所管をさせていただいております。

○中野委員 この間、我々のグループで、香港とかマカオ、それからシンガポール、マレーシア、日にちは違ったけど、行ってきた。

今後、販売戦略やけど、県が何ぼ一生懸命しても、3年で人がかわるとか、限界があるなど思っ。もう前から思ってたけど、我々が回ったデパートと日本にあるデパートでは、納品業者の窓口が一本化されてる。そこに入らんと、結局もう個人的には入れないということだから。やっぱり、何ぼ県職員が事務所で頑張ってるより、売り込みについては専門業者に変えないと。それから、あのアリババとか見たけど、みんなそういう通販に入るでも、個人では入ら

ないで、専門業者に入るとかしないと、なかなかデパートに1軒1軒回って行くというのは、見直したほうがいいんじゃないかなってつくづく思った。その辺の研究をぜひ検討してください。

○日下オールみやざき営業課長 御指摘、おっしゃるとおりだと思います。香港事務所におきましても、香港事務所の職員のみならず、貿易アドバイザーという形で1名、もともと商社に勤めて、大変コネクションもある方を雇用させていただいて、その方のコネクション等も活用しながら、おっしゃるような輸入業者各個別の店舗だけではなくて、もとになるような卸業者、例えば、香港中華商会の会長さんの関連会社であるとか、そういった会社も含めて、ネットワークの構築を努めているところでございます。おっしゃるとおり、そういった形の取り組みっていうのをしっかりと進めていきたいと考えております。

○岩下委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午前11時56分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

先ほど外山委員からありました物産館等の決算書関係の、提出と説明をお願いしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 賛成と認めます。

次に、中野委員からありました保証協会の実態の内容説明もお願いしたいということであり

ますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 では、九州管内比較表も加えて、そのように取りはかりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。感謝申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、まず、おわびを申し上げます。

このたび、西臼杵支庁、高岡土木事務所に続きまして、宮崎土木事務所管内におきましても、土木資材等の盗難被害が発生いたしました。今後は、管理等を徹底しまして、再発防止にしっかり取り組んでまいりたいと存じます。まことに申しわけありませんでした。

次に、御報告とお礼を申し上げます。

申しわけありませんが、ちょっと座ってから説明させていただきます。

まず、1点目でございます。

今月3日から5日にかけての豪雨では、県北部を中心に、住宅地への浸水や道路・河川施設などへの被害が発生したところであります。

被害状況につきましては、調査途中ではございますが、現在のところ、県市町村合わせまして、河川災害が70カ所の約7億8,000万円、道路

災害が62カ所の約6億7,000万円、計132カ所の約14億5,000万円となっております。

被害に遭われました県民の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、県民生活に影響が及ばないよう、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。

去る5月28日に、国土交通省におきまして、九州地方小委員会が開催され、東九州自動車道日南～志布志間の計画段階評価の手續におきまして、地元の皆さんとともに、県が強く望んでおりました全線バイパス案が認められました。

後ほど御報告いたしますが、新規事業化までには、まだ幾つかの段階を経ることが必要であり、東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成に向けまして、今後とも引き続き、県議会の皆様や地元、関係団体などと連携を図りながら、国への要望等、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

また、去る5月30日、都城市におきまして、都城志布志道路整備・活用促進大会が開催され、岩下委員長を初め、地元県議会の皆様に御出席を賜りました。

さらに、県内調査におきまして、宮崎西環状線松橋工区、市木川河川改修事業及び東九州自動車道清武・日南間の芳ノ元トンネルを調査していただきました。お忙しい中の対応ではございました。まことにありがとうございました。

調査先での御意見等につきましては、今後の参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただき、県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

県議会に提出しております資料、平成26年6月定例県議会提出議案及び平成26年6月定例県

議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

御審議いただきます、議案、報告事項のほか、その他の報告事項につきまして記載しております。

まず、議案といたしまして、工事請負契約の変更について、続きまして、報告事項として、繰越明許費、損害賠償額を定めたこと及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、御報告させていただきます。

最後に、その他の報告事項でございますが、指定管理者の指定について、ほか4件につきまして御報告させていただきます。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては、担当課長等から説明させますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

議案第11号で上程しております、工事請負契約の変更について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

一般国道219号社会資本整備総合交付金事業(小春工区)小春第1トンネル工事の請負契約の変更についてであります。

一般国道219号は、県央の中山間部を横断する幹線道路であり、異常気象等の災害による集落の孤立化防止や隘路区間の解消等、安全で円滑な交通の確保を目的に、平成23年度から小春工区の整備を行っているところであります。

(仮称)小春第1トンネル工事につきましては、延長347メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルで、ナトム工法により施工を行

います。

現在、掘削のための準備中であり、来週から掘削工事にかかる予定でございます。

1に小春工区の事業概要を、2に小春第1トンネルの概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

現在の契約金額は9億5,229万円、変更契約金額は9億7,369万7,000円です。2,140万7,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、松本・志多・伊達特定建設工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。

今回の変更につきましては、平成26年2月の委員会でも御説明しておりますが、平成26年2月から適用しております公共工事設計労務単価に係る特例措置等による請負代金額の変更であります。

次に2ページをごらんください。

改めて、公共工事設計労務単価の改定について簡単に御説明しますと、農林水産省及び国土交通省におきましては、最近の技術労働者の不足などに伴います、賃金水準の上昇を適切・迅速に反映させるとしておりまして、公共工事の積算に用いております労務単価及び測量や設計などの業務委託に用いております技術者単価につきまして、例年の4月の改定から2カ月前倒ししまして、2月に引き上げたところであります。

このことを受けまして、本県における対応についてでございますが、3の(1)の改定に伴う対応についてに記載しておりますように、平成26年2月1日以降に契約する工事及び設計業務委託等については、新たな労務単価及び技術者単価を適用することとしております。

しかしながら、2月1日以降に契約する工事

及び設計業務委託等の中には、既に入札公告などの入札に関する手続を終えているものもありますので、このような改定以前の単価で積算されている案件につきましては、一度、旧単価のままに契約した後、特例措置として、改めて新単価で変更契約を行うことができることとしております。

今回の小春第1トンネル工事につきましても、この3の(1)に該当してございまして、入札手続については2月1日以前に終えており、契約については、2月1日以降の3月10日に本契約しております。したがって、特例措置として、改めて新単価で変更契約することとしております。

小春第1トンネル工事の請負契約の変更については、以上であります。

**○岩下委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について御質疑はございませんか。

**○中野委員** ちょっと教えてください。労務単価は、一般建設業者って、どこの部分になるわけですか。

**○大坪道路建設課長** 建設工事を行う労務者の単価ですので、世話役とか、あとは作業員とか、いろいろ職種ございます。そういう方々の設計上の労務単価ということでございます。

**○中野委員** 例えば、小さい会社でも、職員、給料者とか、現場で働く日々雇用とかいろいろありますよね。そこでいうと、どこの範囲になるか。

**○大坪道路建設課長** 全てでございます。普通の作業員とか、会社で雇われている方の労務費とか、いろいろございます。そこで働く方々の労務費ということでございます。

**○中野委員** もう一つ。2番の設計業務委託等

技術者単価とさっきの労務単価の違いを教えてください。

○高橋技術企画課長 工事の単価は、我々が予定価格を積算するために、職種が約50種ございます。一般世話役とか普通作業員、それから交通誘導員なども含めてですね。

それとは別に、設計業務委託、技術者単価というのがございまして、これは設計だとか測量だとか、あるいはボーリング等地質調査、そういう、工事ではない委託にかかわる技術者の単価で、調査員とか設計技術者とか、そういう職種で単価が設定されておりまして、橋梁の設計とか道路の設計、それから測量等の予定価格をつくるときに、積算に利用するものでございます。

○中野委員 もう一つ。昔、設計単価というと、大体、施工金額の何%とかだけど、設計を頼むときは競争ですね。予定価格だけの設計業務委託、ちょっと意味がわからんので、もうちょっと詳しく。

○高橋技術企画課長 通常、設計とっておりますが、全体的に、一応、工事を施工するための設計といいますと、積算とかを大きく含めて設計と言っておりますが、今回の設計業務委託に係る設計というのは、橋梁の構造計算とか、図面を引くとか、そういう意味での設計でございます。

○中野委員 もう一回。ある程度、設計の予定価格を立てるために県が直接払う金額なのかどうか。

○高橋技術企画課長 はい。ちょっと違うかもしれませんが、実際、工事でいえば、積算の中に材料費とか機械運転費とか、それともう一つ、労務費というのがございます。大体3種類ございます。

大体、予定価格に占める割合としては、労務費が約20%ぐらいだろうと。これは工事の種類によって違うんですけど、そういうのが労務費ということになります。

○中野委員 意味がわからん。

○岩下委員長 ほかに何かございませんか。

○太田委員 積算の単価を上げて、特に理由としては、技能労働者の不足等に伴う賃金水準の上昇に見合っていることだろうと思うんですが、現実的に、2,000万近くの変更契約なんですけど、本来、労務単価が上がったという意味だから、そこで働いている人たち、下請も含めて、その人たちに、本来ならば、この2,000万は全て上がった分として出されるといいがなと思うんですが、現実的にはどうなのでしょう。

実際、賃金として上がるということで、これが変更契約されるものなのか。会社の一つの利益になりますよということなのか、現実的にはどうなのでしょう。

○高橋技術企画課長 具体的に、業者さんに入って、そこまでは調査はしておりませんが、ただ、今回の特例措置での変更契約になりますと、意味合い的には、もう既にわかっているかと考えております。

それとあと、定例的に労務費調査というのを国と県と協同して行っておりまして、抽出した工事案件を実際に聞き取り調査しまして、来年度の、次年度の労務費に反映させるというような調査をしております。抽出なので、全てではございませんが、そういう意味で労務費の支払い等については、チェックというか、調査はしているということになると思います。

○太田委員 ちょっと最後の語尾が聞こえなかったんですが、調査している、こういうふうなことを言われましたか。

○高橋技術企画課長 抽出案件ですけど、支払い、会社の給料とか、そういう調査は年に1回程度やっておるということです。

○太田委員 現実的には、これはもう変更契約で、その分を契約変更して差し上げるわけですから、どう使われようと、もう実際、技術労働者の実際の単価は去年よりかは上がっているわけだから、それはそれでいいんだろうと思いますが、例えば、保育所とか、あそこで働く人たちの賃金、待遇、改善せんといかんということで、そういう事業もいっぱい出てきましたよね。

そういう意味でいうと、成長戦略とか、ああいう視点からいくと、そこで働く人たちの賃金が上がるといいがなというような政策も実際あるわけで、こういうのも、もう余り中身まではできないと思いますけど、でき得るならば、こういう変更契約の中で、そこで働く人たちの賃金が上がるようなことが望ましいがなというようなことでも、何かできないもんかなと思わせて。

現実的には、もう、そこまでチェックする義務もないかもしれないし、そういうものなんでしょうけど、そういうふうな感じは持ちますが。できるだけ現実的に上がる方向に持ってもらうといいがなというふうに。行政的には、そういう指導はできないんでしょうか。できるなら、お願いしたい。そういう通達を出してもらいたい。

○高橋技術企画課長 先ほど言いました労務費の調査というのを国と一緒にやっていますが、今回、国のほうが、やはり最近の技術者の不足等に絡めて、7月に追加して調査するという情報もありますので、そういう状況に合わせた動きというのは、国と協力してやっていくということにしたいと思います。

○太田委員 もう一回。でしたら、越権行為かもしれないけれど、こういう、技術単価が上がったということの変更契約になるわけだから、行政として、この分は、本来、そこで働く人たちの賃金が上がるべきですよというようなことでも、何か指導とか、もしくは通達でも出されるものなのかなと思って。通常、こういう場合は、そのまま、出してあげるだけなんですよ、それが現実ですよということなのか、その辺はどうでしょうか。

○大田原県土整備部長 今、委員言われました内容につきましてなんですが、私たちから上げろとかいう、そういう義務的なものは言えないんですが、月に1回程度、建設協会とか意見交換会、理事の皆さんたちとやっています。

その中で、この本来の目的というのは、そういう労務単価を上げるための今回の変更だから、極力という言い方がいいかわかりませんが、そういうことですので、従業員の皆さんの給与に反映させてくださいとか、そういうことは、常々言っております。

去年の4月に単価を上げたときも、その言葉を繰り返しました。今回、2月に上がる段階の向こうとの打ち合わせ、意見交換会も、その旨は、こちらのほうから説明してあります。ある程度、守られているんじゃないかなという感触を受けているところです。

○太田委員 そういうことで、意向でも伝わったほうがいいかなと思うんです、そのままやりっぱなしよりか、そういうものなんですよということが、相手方に伝わればいいがなと思って。

○中野委員 ちょっと勘違いかもわからんけど、約9億5,000万の中の全体の労務費というのは、かなり下請のところで施工する話だろうと想像するんやけど、そうすると、下請の労務単価と



というのは、みんな、わかっておるだろうから、それで積算してぎりぎりですって。親会社も大体ほとんど下請だろうと思うんだけど、これをそのままやったら、親もとがそのまま、ピンはねというか、上がった分は、親会社が取るという話になるが。

もともとの単価が変わってきたわけやから、下請で使っている労務単価がどのくらいか知らんけど、県としては、通知なり文書ぐらいで、県がきちっと、命令はできんけど、指導ぐらいは文書でせんと。そんなのを厳しくせんといかん。

**○高橋技術企画課長** 先ほど部長が言いましたが、2月に労務単価が上がっているわけですが、その際に、各団体宛てに文書を出してしまして、適切な価格での下請契約の締結の徹底を要請する文書を、その2月の時点で出しているところでございます。

**○中野委員** ちょっとごめんなさい、勘違い。そうすると、今の変更についてというのは、この契約をしたときには、今回、変更になった単価で、みんなやっているということか。何か意味が合わんね、こっちで言っているのと。

**○大坪道路建設課長** お答えします。

この小春第1トンネル工事につきましては、平成25年4月の労務単価で積算をしております。これは議会案件でございましたので、2月の議会議決後に契約ということで、3月10日に契約をしております。積算は、それ以前の単価でしてございましたので、今回、特例措置として変更契約をするというものでございます。

**○中野委員** いや、そしたら、今回、変更になった単価というのは、当然、最初の契約の中で、この変更した単価で見積もって出したということか。何か意味がわからんな。

**○大坪道路建設課長** いわゆる、業者さんが積算、見積もりを出すときの労務単価というのは、以前の平成25年4月の単価で積算をしているというものでございます。

積算基準額も、設計書の中には入れるようにしておりますので、どの時点の単価で積算をしていますというのは、入札に参加する業者さんには、わかるものでございます。

**○中野委員** いや、ちょっとくどいようだけど、私が言いたいのは、今回、変更になったんでしようが、単価が。だから、契約どきの積算とかそれは、今度、新しくなった単価で計算されとればいいわけよ、問題は。

前の単価で入札して、それで下請も計算しておるわけやから、それで今度、これだけ上がったというのをどれだけ下請に反映するかという話を今、聞いておるわけで。だから、最初、契約のときに、この変更になった今の金額で積算して、みんな単価を知っていて契約しましたというんだったら、もう問題ない。

**○鈴木県土整備部次長(総括)** ちょっと補足なんですけど、今の2ページをお開きいただいて、3の改定に伴う対応というところがございます。今回の工事につきましては、ただし書きを今度、適用するものということでございまして、2月以降に契約する工事、これは一応、今回は、3月1日に契約しておりまして、その入札手続の関係などで、その入札の時点の積算するときに、まだ、その単価の上昇というのが見込まれなかったという前提がございます。そのために旧単価で積算をして入札をして契約をしたと。

ところが、2月1日、こういう通知がありましたので、新単価のほうで積算し直して、今度、変更契約をしたと。これについては議会案件でするので、今回、お願いしているという、確認の

意味の説明ですけど。

○中野委員 最初の契約の時に、もう下請は契約したわけやろ。そのときは、前の単価でしとるわけやろ。それで計算して、契約単価が上がった分が、下請まで、本来なら旧見積もりやから、本当は労務単価が反映せんとおかしいじゃないのといってるわけで。何かそれぐらいは、命令はできんけど。これやったら丸々、元請けが丸もうけやわ、そこを聞いておるわけ。

○鈴木県土整備部次長（総括） 私が言うのはあれなんですけど、そういう関係がありまして、先ほど技術企画課長が、一応、文書等で協会団体にいろいろ要請したりとか。

例えば、先ほど部長が申しましたけども、建設業界の意見交換の中で、こういう新単価については置き直して、下請に対してもきちっとやってほしいという要請を、たび重なる要請をしますので、多分、その要請に基づいて、請負業者の方々は、とっていらっしゃるだろうというふうに思っております。

○中野委員 だから、もうそれは当然、親が丸もうけじゃいかんわ。要請を出した結果、少しは下請契約の労務単価ぐらいは上がりましたかぐらいは聞いて。してないからといって、ばつやるわけにはいかんけど、それぐらいまでせんと。やっぱりみんな、今、ぎりぎりで作っておるよ。

○鈴木県土整備部次長（総括） もっとこれ、先ほど技術企画課長が、今、調査をやっておりますので、これが7月あたりに、一応、成果品が上がります。その中で、どういう形で、今回の労務費の単価がどうなったのかというのは、実際、検証できるのかなと思っておりますので、それを見ながら、今後の対応を決めていくところになろうかと思えます。

○中野委員 それ、最初に、そうして言えば、もう一発で終わっちゃった。

○岩下委員長 よろしいでしょうか。

○宮原委員 済みません。これは議会案件ですので、報告議案として出ていますよね。議案でない部分というのは、もう増額という形になっているんですかね。

○高橋技術企画課長 はい、議会案件以外の全ての契約について、新しい単価で採用するように通知をしておるところです。

○宮原委員 改定の内容が、国と県のほうで書いてありますけど、平成24年と25年、比較、それぞれ出てはいますが、公共事業の仕事量は減ってくるということを考えると、労務単価が上がるということであれば、落札率その他いろいろのものは、加味せんといかんとでしようけど。仕事量としては減るんだけど、中身としては濃くなるということで、よろしいんでしょうかね。

○高橋技術企画課長 労務費が上がるだけでございますので、工事の内容が一緒であっても、金額は上がると思います。

○宮原委員 ということは、いろんな事業が、当然、その労務単価が上がってくるわけだから、公共事業の全体の予算としては、やっぱり年度を追って伸びてこないといかんとということになりますよね。でないと、やっぱり仕事量が落ちてくるということになりますよね。それでよろしいんでしょうかね、考え方としては。

○福嶋管理課長 今、委員のおっしゃいましたような観点から、私どものほうは、財政当局に、厳しい状況でございますけれども、そういった実情というのを訴えていくということにしております。

○宮原委員 はい、わかりました。いいです。

○大田原県土整備部長 先ほど、中野委員が言

われました、その下請へのしわ寄せと申しますか、それにつきましては、以前から、下請通知書というのを元請さんから出してもらっています。そこには金額も書いてありますので、それが適正かどうかのチェックをやるように、事務所の担当とかに言っています。もし、大きく違うときは、それを聞き直したりとか、これはこれでできるのかとか、そういうこともやっていますので——恐らく、今、心配されているような、いわゆる下請いじめと申しますか——今の状況から見ましても、なかなか作業員さんを見つけるのが大変な状況です。

それと、トンネルとかになりますと、今までにつき合いと申しますか、ずっと一緒にやっていた、そういう専門業者の皆さんとやりますので、そこ辺のところは、わかっていると申しますか、それなりの対価等は支払われているんじゃないかなというふうに考えます。

**○岩下委員長** ありがとうございます。

それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○福嶋管理課長** 管理課でございます。

平成25年度からの繰越明許費の確定について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、御報告をいたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

このページから6ページにかけて、会計区分ごと、それから各課ごと、事業ごとに記載をしておりますが、冊子を横にさせていただいて、5ページの一番下の枠内をごらんいただきたいと思っております。

一般会計の繰越明許費の確定額は、一般会計合計、中ほどの繰越額の欄に記載しておりますように、262億728万9,000円でございます。

繰り越しの理由につきましては、各事業ごと

に主な理由を記載しておりますが、関係機関との調整や用地交渉に日時を要したこと、さらには、国の経済対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足したことなどによるものであります。

次に、6ページをお開きください。

上の表は、港湾整備事業特別会計の繰越明許費でございます。

繰越確定額は、表の一番下の段の中ほどにありますように、4億5,228万円でございます。繰り越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したこと及び関係工事のおくれによるものであります。

最後に、下の表をごらんください。部の合計でございます。

一般会計と特別会計を合わせました県土整備部の繰越確定額の合計は、266億5,956万9,000円となっております。

繰越確定額の報告については、以上であります。

続きまして、損害賠償額を定めたことについて、御報告をいたします。

委員会資料の7ページをお開きください。

県有車両による交通事故の損害賠償であります。

職員が運転する県有車両が、相手方の車両と接触したことによるものでございます。

損害賠償額は8万2,630円であり、全額加入保険より支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところでございますが、今後とも、機会あるたびに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上でございます。

**○馴松道路保全課長** 道路保全課であります。

道路の管理瑕疵にかかわる損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

今回の報告は全部で7件であり、物損事故が7件、うち1件は人身被害を伴っております。

それぞれの事故の内容について御説明いたします。

発生日、発生場所につきましては、資料に記載のとおりでございます。

上から1番目、2番目及び下の3つですけど、5番目から7番目につきましては、落石事故であります。これら5件につきましては、路上に落ちていた石に乗り上げ、車両のタイヤ、ホイール、バンパー、燃料タンクなどを損傷したものであります。

それぞれの運転者に、前方不注意の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

次に、3番目の枝はね上げ事故につきましては、道路上に落ちいた木の枝を対向車のはね上げ、はね上げられた枝が車両を直撃したことにより、フロントガラス等を損傷し、フロントガラスの破片により、運転者がかすり傷を負ったものであります。

本件事故は、その内容から、運転者に過失を問うことはできないと判断しており、過失相殺は行っておりません。

最後に、4番目の倒木事故につきましては、道路上に落ちてきた倒木が車を直撃し、フロントガラス、ボンネットなどを損傷したものであります。

本件事故は、その内容から、運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額の範囲は、3万2,578円から20

万7,000円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の9ページをごらんください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

県営住宅の管理につきましては、入居の公平性の観点から、管理の適正化、厳格化に努めているところであります。

特に、県営住宅の家賃を滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでございますが、家賃の長期滞納者等で、誠意が見られない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。

今回は、家賃滞納者に対する明け渡し請求及び家賃等請求の訴えの提起について御報告いたします。

表に記載しております入居者でございますが、この方は、県営住宅の家賃を長期間滞納しておりまして、これまで再三にわたり納付指導を行ってまいりましたが、支払いに対する誠意が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。

しかし、期限までに住宅を明け渡さないこと、及び家賃納付誓約後も履行せず、家賃の滞納解消が見込めないことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

表の右端の専決年月日、平成26年3月20日に

専決処分を行ったものであります。

建築住宅課は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんか。

○中野委員 ちょっと教えて。明許繰り越しの件ですけど、土木の一般公共事業費は600、700、どれぐらいだったですかね、25年度の予算。これ、大体25年度発注の分でしょ。

○福嶋管理課長 2月補正後の予算額で、県土整備部の予算額でございますけれども、658億でございますが、一般会計でございますと、639億という数字で出ています。何回も数字があれですけど、公共事業計で548億という数字でございます。大体そういうオーダーでございます。

○中野委員 多分、その452億ぐらいが明許というのは、もともと25年度に全て完成する予定の工事ですよ。

○福嶋管理課長 資料の5ページをごらんいただきますと、これは一般会計の分でございますけれども、事業費としては486億で、承認をいただいておりますけれども、その後、いろいろ早期完成を目指して努力したことによりまして、繰越額としては、262億になっているという状況でございます。

○中野委員 いや、だから私が言っているのは、去年の25年度のその予算は、年度内で、もともと完成施工する予定だったやつが、これだけ明許になったということですよ。

だから、業者がその450とか600億を見込んで、ああ、ふえたな、減ったなとか言っとる話だけど、実態は施工前、発注がおくれたという原因もあるわけやね。

○福嶋管理課長 公共事業の年度内執行についてでございますけれども、委員、おっしゃったよ

うに、早期発注を図るなど鋭意努力しておりますが、予算の原則からいえばそういうところでございますが、資料に御説明していますように、用地の問題であるとか、あるいは国の内示の関係がございまして、やむを得ず繰り越していると思います。

それと、今回の場合でございますと、25年度における繰り越しの分につきましては、国の経済対策が2月にございました。そういった形で、補正の時期が年度末になったというような事情もございまして、こういった結果になっているということでございます。

○中野委員 わかりました。もう一回。きのうの日経新聞かな、九州管内の4月以降の発注金額が、対前年度よりか、ふえたとか、ふえなかったとかを見た人はおらんですか。

宮崎は、全然、ふえたというところ、何にも出てきてなかった。早期発注が、九州管内もふえたとか、ふえなかったとかいうのが出ているから、何で宮崎は出ておらんかったのかなと思っ

て。今、数字がわからんな。今まで四半期で発注額がどれぐらい出てたかというのは。

○福嶋管理課長 今回の繰り越しも合わせましてですけども、繰越分といいましょうか、25年度補正予算の分で措置しました経済対策、これにつきましては、6月末までの目標を7割程度としております。それから9月末までを9割という形で、全庁挙げてやっております。公共三部中心に、この目標をクリアできるように、今、一生懸命やっておりますのでございます。

○中野委員 データは、西日本保証のやつか何かやった。1回、ちょっと四半期の九州の発注状況、参考にとってみてください。

○岩下委員長 よろしいでしょうか。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

その他の報告事項といたしまして、部全体で7項目を上げておりますが、まず、このうちの指定管理者関係の3項目を先に御説明させていただいて、その後、残りの報告事項をそれぞれ説明させていただきたいと思っております。

まず、管理課所管の建設技術センターにおける指定管理者の第二期指定について御説明をいたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

まず、1の管理運営実績でございます。

(1) 指定管理業務の概要でございますが、建設技術センターの業務のうち、産業開発青年隊、並びに施設の利用等に関する業務について、平成22年4月から、学校法人宮崎総合学院を指定管理者として指定管理者制度を導入しているところでございます。

なお、県・市町村職員の研修、建設資材の品質管理試験につきましては、県の直営業務としているところでございます。

次に、(2) 施設利用状況及び(3)の施設収支状況ですが、年間利用者は、団体数でおおよそ300団体、利用者数は9,000人から1万2,000人程度となっております。また青年隊入隊員数は、平成22年度は37人でありましたが、23年度以降は30人程度となっているところでございます。

また、指定管理料は、年額9,340万円となっているところでございます。

資料には書いてございませんが、平成26年度の指定管理料は、消費税アップの関係で、年額9,606万9,000円となっております。

次に、(4) 管理運営状況でございます。

ア青年隊に係る取組と、イ施設の利用関係に分けてお示ししておりますが、高等学校や建設業協会等の関係機関と連携を図りながら、隊員募集や隊員の就職支援に取り組むとともに、適切な施設管理に努めており、一番下のイの(エ)にありますように、自主事業として、市町村に新規採用された一般職員を対象に、青年隊訓練を一部取り入れた研修などにも、取り組んでいるところでございます。

11ページをごらんください。

(5) の評価でございます。

まず、アの青年隊に係る評価でございます。

(ア) にありますように、隊員募集など積極的に取り組んでおりますが、(イ) にありますように、入隊者数は、指定管理者制度導入前の平成21年度に13人しか入隊者がいなかった状況を、公共事業の削減が続き、建設業界を取り巻く厳しい諸情勢の中で、一定程度改善することができております。

しかしながら、この4年間の年平均入隊者数は約30人とどまっております。定員が60人であることを考えますと、今後の隊員教育や募集活動へのさらなる取り組みが課題であると認識しております。

また、(ウ) にありますように、就職支援については一定の評価が与えられますし、(エ) にありますような、地域貢献活動にも取り組んでおられまして、評価できるものであります。

次に、イの施設の利用等につきましては、利用団体数、施設使用料収入額ともに増加している中で、利用者からの評価も高く、また、先ほど申し上げました市町村新規採用職員研修も実施するなど、施設の利活用促進が図られていると考えております。

次に、大きな2の次期の募集方針(案)につ

いてであります。

(1)の業務の範囲や(2)の指定期間が5年間であることについては、第1期と変更はございません。

次に、(3)の基準価格でございますが、施設の管理運営等に係る費用といたしまして、年額で9,626万8,000円を想定しております。これは、消費税率上昇分の上乗せと青年隊員募集のPR経費など、これを充実させたことによりまして、平成25年度と比べますと年額約300万円、26年度と比べまして年額約20万円の増額を考えております。

次に、(4)の募集ですが、募集期間は、平成26年7月2日から9月1日までの2カ月間であります。

次に、(5)の資格要件ですが、県内に事業所等を有することや、土木建設に関する教育・訓練を実施する体制を確保できることなどを要件としております。

12ページをお開きください。

(6)の選定であります。一次審査及び二次審査により、イにあります選定委員会で、指定管理者の候補者を選定することとしております。

次に、(7)の選定基準などがございますが、全庁的な基準をもとに施設の特性を考慮して、人材育成などの項目を設定しております。

13ページをごらんください。

(8)のリスク管理責任分担については、全庁的な基準をもとに、県と指定管理者の分担を表のとおり設定しているところでございます。

最後に、大きな3のスケジュールでございます。

資料にお示ししているとおりでございますが、7月から募集し、10月に予定する選定委員会で

の候補者の選定を経て、11月議会に議案等を提出し、県議会での御審議をいただきたいと考えております。

建設技術センターにおける指定管理者の第二期指定の説明については、以上でございます。

**○瀬戸長都市計画課長** 都市計画課でございます。

県立平和台公園等における指定管理者の第四期指定について御説明いたします。

14ページをお開きください。

まず、都市計画課で管理をしております、県立平和台公園など4つの都市公園と、県立青島亜熱帯植物園の計5施設に関する第三期の管理運営実績について、施設ごとに御報告いたします。

(1)の県立平和台公園及び県総合文化公園につきましては、①の指定管理業務の概要にありますように、株式会社馬原造園建設が指定管理者として管理を行っております。

②の施設の利用状況であります。平和台公園、総合文化公園ともに、平成24年度の利用者数が増加しているのは、学校関係者の遠足による利用がふえたため、平成25年度に平和台公園の利用者が減少しているのは、アスレチック広場における遊具等の改修工事の影響によるものであります。

③の施設収支状況ですが、平成24年度は、自主事業によるパンフレットの作成等により支出が多かったことからマイナスとなっておりますが、次年度には回復している状況であります。

④の管理運営状況ですが、森のこども園や各種教室など、さまざまな自主企画イベントを行い、⑤の評価にありますように、利用者満足度も高く、関係団体とも積極的な連携をするなど、サービス向上が図られているところであります。

15ページをお開きください。

(2)の宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園につきましては、①の指定管理業務の概要にありますように、一般財団法人みやざき公園協会が指定管理者として管理を行っております。

②の施設利用状況であります。青島亜熱帯植物園の利用者は約10万人前後、運動公園の施設利用者につきましては約120万人で推移しております。

平成24年度の運動公園利用者が多くなっているのは、ワールド・ベースボール・クラシック日本代表の合宿が行われたためであります。

③の施設収支状況であります。ほぼ同じ水準で推移をしております。

④の管理運営状況ですが、ブーゲンコレクションや春と冬のフラワーショーなど、さまざまな自主企画イベントを行い、⑤の評価にありますように、利用者満足度も高く、県民との協働にも積極的であるなど、サービスの向上が図られているところであります。

16ページをごらんください。

(3)の特別史跡公園西都原古墳群につきましては、①の指定管理業務の概要にありますように、一般財団法人みやざき公園協会が指定管理者として管理を行っております。

②の施設利用状況ですが、例年、約3万人前後で推移しておりましたが、平成23年度からは、新燃岳の噴火の影響等により、県の西部の小学校等が遠足で利用され、増加していましたが、平成25年度は例年並みに戻っております。

③の施設収支状況ですが、ほぼ同じ水準で推移しております。

④の管理運営状況ですが、寄せ植え教室など、いろいろな自主事業等を行い、⑤の評価にあり

ますように、利用者満足度も高く、このはな館などの周辺施設や地域との連携が良好で、観光振興にも貢献しているところであります。

続きまして、2の次期の募集方針(案)について、御説明いたします。

(1)の募集対象施設ですが、今、御説明しました5施設を対象としております。

17ページをごらんください。

(2)の業務の範囲は、都市公園等の利用に関する業務など4つの業務について、また、(3)の指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。

(4)の基準価格につきましては、5つの施設を三期と同様に3つの公募単位とし、それぞれ、記載しております基準価格を設定したところであります。

なお、(5)にありますように、県立青島亜熱帯植物園の大温室につきましては、平成26年度に新しい温室が完成した後、平成27年度に現在の大温室から植物を厳選して移植を行い、その後、大温室の撤去工事を行う予定としておりますので、平成27年度は休館することとしております。

(6)にありますように、募集期間は4月8日から9月8日までの2カ月で、(7)の資格要件は、法人その他の団体としております。

(8)の選定につきましては、募集を締め切った段階で、申請された書類に基づき一次審査を実施した後、選定委員会によるヒアリング等の二次審査を行い、候補者の選定を行うこととしております。

18ページをお開きください。

指定管理候補者選定委員会の委員の方々には、表のとおりであります。委員長には南九州大学の造園学が専門の平岡教授にお願いしており



ます。

(9)の選定基準等につきましては、アからオの5つの選定基準について、それぞれ記載しております審査項目と配点により、審査を行うこととしております。

なお、都市公園の性格上、イの公の施設の公用を最大限に発揮する事業計画と、エの事業計画を着実に実施するための管理運営能力に大きく配点をしております。

19ページをお開きください。

(10)のリスク管理、責任分担につきましては、表にありますように、アからキの7つの項目について、管理上の瑕疵など指定管理者の責めに帰すべき事由の場合は指定管理者が、施設の設置に関する瑕疵など、設置者たる県の責めに帰すべき事由の場合は県が、それぞれ責任を負うこととしております。

最後に、3のスケジュールにつきましてはごらんのとおりであります。10月中旬の第2回選定委員会による指定管理者候補者の選定の後、11月議会に議案を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

都市計画課からは以上でございます。

**○森山建築住宅課長** 建築住宅課であります。

県営住宅における指定管理者の第四期指定について御説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

まず、1の第三期の管理運営実績についてであります。

(1)の指定管理業務の概要であります。第三期におきましては、平成24年度から、県北地区を除く8土木事務所管内の89団地、6,810戸について、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会が、指定管理者として管理運営を行ってお

ります。

(2)に、施設利用状況としまして、入居募集戸数と応募者数を記載しております。

(3)に、施設収支状況を記載しておりますが、太枠で囲んでおります24及び25年度が第三期、23年度は第二期の最終年度の状況を示しております。

23年度から24年度にかけては、利用状況、収支状況ともに数値が大きくなってはおりますが、これは、第二期では、宮崎と高岡の2土木事務所管内の県営住宅を対象としていましたが、第三期からは、都城土木事務所ほか5カ所の事務所を加え、8事務所を対象を拡大したためでございます。

(4)の管理運営の状況であります。各種申請書等の受け付け窓口数の増加や、受け付け時間及び窓口開設日の拡充などの取り組みがなされるとともに、家賃徴収の取り組み強化等もなされてはおります。

21ページをごらんください。

(5)の評価であります。4で報告しました取り組みによりまして、入居者に対してきめ細かなサービスが提供され、利便性が向上するとともに、家賃及び駐車場使用料の収納率が向上してはおります。

なお、業務の中では、内容が複雑で、十分な知識習得が必要なものもありまして、自主的な研修会の実施など、担当者の能力向上にも努めているところでございます。人材の育成強化が必要であると考えてはおります。

2の次期の募集方針(案)についてであります。

(1)の業務の範囲であります。第三期と同様に、宮崎土木事務所ほか7土木事務所管内の89団地、6,890戸を対象としてはおります。

(2)の指定期間は、第三期と同じく3年間としております。

(3)の基準価格であります、年額1億8,812万8,000円としております。

(5)の募集でございますが、来月2日から9月1日までの2カ月間としております。

22ページをお開きください。

(6)の資格要件につきましては、入居者に対するサービスの向上等の観点から、本店のほか、各土木所事務所ごとに支店等を設置することなどを要件としております。

(7)の選定につきましては、1次審査で申請書類による資格審査を行いまして、その後、指定管理者候補者選定委員会による2次審査において選定することとしております。

選定委員会は、外部委員の5名から構成されておりました、委員長には、九州保健福祉大学社会福祉学部の三宮准教授をお願いしております。

(8)の選定基準・審査項目・配点であります、表にありますように、アから23ページのオの選定基準について、それぞれ記載しております審査項目と配点により審査を行うこととしております。

23ページ(9)のリスク管理、責任分担でございますが、アからカまでの項目について、管理上の瑕疵など指定管理者の責めに帰すべき事由の場合は指定管理者が、施設の設置に関する瑕疵など設置者である県の責めに帰すべき事由の場合は県が、それぞれ責任を負うこととしております。

最後に、3のスケジュールについてありますが、ごらんとおり、10月上旬に予定しております第2回の選定委員会による候補者の選定の後、11月議会に議案を提出させていただきました

と考えておりますので、よろしくお願いたします。

県営住宅における指定管理者の第四期指定については、以上でございます。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

24ページをお開きください。

建設工事における指名競争入札の平成25年度の試行結果及び平成26年度の取組についてであります。

指名競争入札の試行結果の検証と今年度の取り扱いにつきましては、2月定例県議会において報告させていただきましたが、今般、3月末までの試行結果と、本年度の見直しの内容を取りまとめましたので、報告させていただきます。

まず、1の平成25年度の試行結果であります。

(1)の実施件数ですが、3,000万円未満の対象工事のうち、約3分の1に当たる、186件について指名通知を行い、そのうち166件について契約を行っております。

通知件数と契約件数の差の20件につきましては、入札不調・不落の件数でございます。

次に、(2)の検証の総括についてであります。

中ほどにある表をごらんください。主な評価項目の数値を入札方式ごとに比較し、最も高い、あるいは最も低い数値に着色をしております。

特徴的な項目について3つの方式を比較いたしますと、①の平均落札率、②の平均応札者数では、3方式がほぼ同水準、⑤工事現場に近接する企業の受注状況における指名競争入札の状況につきましては、土木一式、建築一式では、総合評価より約10ポイント低い一方で、価格競争より20ポイント以上高く、それから舗装・とび・土工では、3つの方式の中で最も高くなっております。

⑥入札不調・不落の発生状況につきましては、

入札不調では、指名競争が最も低くなっており、不落では、総合評価が最も低く、指名競争と価格競争がほぼ同じ水準となっております。

一番下の表をごらんください。

完成工事357件の工事成績評定点を方式ごとに比較しておりますが、評定点は、ほぼ同じ水準となっております。

このため、昨年度の試行につきましては、24ページの中ほど、(2)の検証の総括のところに文章で記載しておりますが、工事現場に近接する企業の受注状況など災害対応力の強化の観点等から一定の効果が認められるとともに、透明性や競争性においても特に問題は認められなかった。また、完成工事の工事成績評定点についても、ほぼ同じとなっております。昨年度の試行は、おおむね目的にかなうものであった。と総括しております。

25ページをごらんください。

2の平成26年度の取組についてであります。

平成25年度の試行結果については、ただいま御説明したとおりですが、一部に改善を加えるべき事項があると判断いたしまして、まず、(1)方針にありますように、試行件数を確保するため、通年試行するとともに、昨年度の試行の枠組みを基本としつつ、地域の建設業者の育成強化等のため、試行方法に改善を加えた上で、より精緻な検証を行う。としております。

次に、(2)の主な改善内容は、①指名選定基準の見直し、飛びまして、②でございますが、災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入、この2点でございます。

まず、①の指名選定基準の見直しにつきましては、指名業者の多様化により、さらなる地域の建設業者の育成を図るものでございまして、アの現行の指名選定調書の見直し、イの指名選

定調書の複数化、ウの分割・組合わせ方式の導入の3つの方策がございます。

ページをおめくりいただいて、27ページのほうの参考、指名選定基準の見直しについてをごらんください。

今、申し上げました3つの方策について、この資料で説明させていただきます。

まず、1の基本的な対応のところをごらんください。

指名選定基準の項目を①の完成工事高の評価から、一番右の⑭入札参加実績まで示しておりますが、現行の指名選定調書の見直しについては、点線で書いてある太枠、点線太枠の⑤県工事指名状況について、指名回数数回ごとに段階的に評価していたものを、指名1回ごとの評価に見直すものでございます。

次に、指名選定調書の複数化についてであります。

現在は、公共三部の全ての工事で同じ調書を使用しておりますが、例えば、農業用パイプラインなどの特殊な工事等につきましては、入札参加者の確保等を重視した選定となるように、評価項目のうちの太線、⑦の専門性の評価や⑩施工実績等に加重して評価する調書を設定し、現行の調書と併用をいたします。

次に、3つ目の分割・組合わせ方式の導入についてでございます。

現在の指名選定基準は、上の図でいいますと、②の地域特性から⑤の県工事指名状況までの工事ごとに評価値が変動する項目と、それ以外の年間を通じて同じ評価値となるという項目で構成されております。

このため、同じ地域で、同じ時期に複数の工事を指名競争入札で発注する場合には、②から⑤までの数値が同じとなり、同じ企業が指名さ

れるということが考えられます。

ただいま御説明いたしました指名選定調書の見直しや指名選定調書の複数化により、相当程度、指名業者の多様化が図られると考えておりますが、管内企業が多い発注機関においては、さらに多くの企業の育成が図られるよう、分割・組合わせ方式を活用することといたしました。

下の図をごらんください。

具体的には、同じ地域で同時に工事1と工事2の指名業者を選定する場合に、右側をごらんいただきますと、変更後とありますが、変更後にありますように、指名選定基準によって、上位15者を選定した後、上位5者と6位以下を任意に振り分けた5者で、全体の10者を構成するものでございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻りいただきたいと思っております。

次に、(2)の②災害復旧工事等における入札参加資格制限の導入についてであります。

工事の品質確保と事業の早期完成を図るため、災害復旧工事等については、入札参加資格制限(一の工事の落札者となった者を他の工事の落札者とししない取扱い)でございますが、これを実施できるとするということでございます。

これは、既に一般競争で実施しているものでございまして、これを指名競争でも同様に実施するというものでございます。

なお、具体的な取り扱いにつきましては、被災状況等によってそれぞれ判断する必要がございますので、個別具体的に定めるということとしております。

最後に、(3)の実施時期についてであります。上記(2)につきましては、具体的には来週以降、指名通知を行う工事に適用したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。

当課から、完成予定年度の公表についてを御説明いたします。

資料の28ページをごらんください。

まず、1の目的についてであります。

産業振興や地域の安全・安心な暮らしの確保につながります社会資本につきましては、その整備の進捗、例えば工事がいつ完成するのか、あるいは、道路がいつ開通するのかなどでございますが、そのことにつきましては、県民生活や地域経済、特に地域の住民の方々には大きな影響を与えることとなります。そのため、これまでは、事業の完成予定年度につきまして、必要に応じ適宜、個別に公表してきたところであります。

今回、特に県民生活への影響や関心の高い交通・物流ネットワークに関連する事業につきまして、完成予定年度の見通しを統一して公表することとしたところでございます。

このことによりまして、企業誘致や計画的なまちづくりが促進され、一層の地域経済の活性化が図られるものと考えております。

次に、2の公表の方法についてであります。

これまで、個別に行ってまいりました完成予定年度の情報統合いたしまして、県のホームページにおいて公表を行います。

次に、3の公表の対象についてであります。

公表の対象となります事業は、県土整備部が実施します交通・物流ネットワークに係ります全体事業費が、おおむね5億円以上の大規模事業のうち、今後、5年以内に完成が予定される事業を対象に公表いたします。具体的には、対象事業の種類につきまして、道路事業、街路事業、港湾事業であります。

次に、4の公表の内容についてであります。

公表します内容は、①の完成予定年度、②の路線名(港湾名)、それと工区名、③の市町村名、④の延長等、それから⑤の位置図になります。

具体的には、公表のイメージを次のページ、29ページに添付してございます。ごらんください。29ページでございます。

今回は、平成26年度から平成30年度までの完成予定箇所を年度別の表にまとめて公表いたします。

平成26年度の欄をごらんください。平成26年4月から平成27年3月までに完成を予定しています箇所を表示しております。

番号1の県道宮崎西環状線については、左から順に、松橋工区、宮崎市、計画延長として3.1キロメートル、出先機関名として宮崎土木事務所、備考としてバイパス整備を記載してございます。

以下、同様に8番までが平成26年度分であり、同じように、平成27年度から30年度までを年度ごとに記載してございます。

また、資料の30ページには、完成予定箇所の位置図を添付しております。県全域の図面に、箇所を引き出して概要を表示しております。

番号は、先ほどの表の番号と一致させて表示しております。

資料の28ページにお戻りください。

5の公表の時期についてであります。

完成予定年度の公表の時期につきましては、今年度は7月に公表を行う予定であり、来年度以降につきましては、国の予算成立の時期にもよりますが、例年であれば、4月の商工建設常任委員会を経た後に公表を行いたいと考えております。

なお、完成予定年度につきましては、用地取

得や予算の関係等によりましておくれが生じることも考えられますので、ホームページの公表に当たり、さまざまな状況から予定年度が延びることもあることも明示いたしまして、公表を行うこととしております。

続きまして、委員会資料の31ページをごらんください。

地域維持型契約の導入についてであります。

まず、地域維持型契約について、御説明を申し上げます。

次のページ、32ページをごらんください。A4横になりますが、資料地域維持型契約についてでございます。

右上にグラフがございしますが、グラフでお示ししておりましたとおり、本県における建設投資額については、棒グラフになりますが、平成12年度の8,810億円がピークになっており、平成24年度におきましては4,236億円と半減となっております。

また、建設許可業者数につきましては、折れ線グラフでございしますが、台風による大災害が発生しました平成17年度では、5,817社ございましたが、平成24年度では、4,620社と約2割の大幅な減少となっているところであります。

このような状況が続きますと、地域の災害対応などが危惧されるところであります。

このような減少の状況は、全国的な傾向でありまして、国としましても、幾つかの対策がとられているところであります。

左上にありますように、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針や、公共工事の品質確保の促進に関する法律、通称品確法と申しておりますが、これらの変更や改正がなされているところであります。

災害対応やインフラの維持管理を担う能力の

ある建設業者が減少し、十分な対応に懸念がございしますので、対策の一つといたしまして、地域維持や災害対応の担い手確保に向けまして、多様な入札契約方式としての地域維持型契約など、発注単位の柔軟化を検討する必要があるとされているところであります。

中ほどの枠の中でございますが、地域維持事業とは、地域におきまして、災害応急対応や、社会資本の維持管理などのように、除雪などを含め、地域の維持に不可欠な事業を申しております。

その契約につきましては、現在、道路、河川、巡回、除草など、それぞれ個別に単年度で契約しているところでありますが、その契約を複数年度の契約で行ったり、幾つかの業務や工区などにまとめ包括して行う契約が、地域維持型契約であります。

具体的には、下の枠にイメージを記載してあります。

左側には、工種や工区の組み合わせを例示しております。

災害時の巡回と通常時の除草、維持補修を組み合わせ、年間を通じた業務量の平準化を行うもの、また、道路管理と河川管理を組み合わせるもの、また、A工区とB工区の異なる工区の組み合わせなどがございます。

このように組み合わせた業務に対しまして、契約者といたしましては、共同して受注する事業協同組合、または地域維持型建設共同企業体、いわゆる地域維持型JVなどが考えられております。

このような形で、契約期間としましては、単年度だけではなく、複数年度も可能とされているところであります。

この地域維持型契約の期待できる効果といた

しましては、包括的な発注を行うことによりまして、特に複数年度の契約の場合、受注者が計画的に資機材の調達や地域の雇用を行うことが可能となります。

また、複数の業務を包括することによりまして、例えば道路と河川の巡視におきましては、順路などを効率的に設定することが可能となります。

さらに、県民サービスといたしましても、複数班によるバックアップ体制が組めますことから、巡視や応急対応の業務が確実に履行でき、安全・安心な維持管理に資することにもなります。

加えて、業務を包括することで、受発注者双方において契約本数が減るなど、契約業務の効率化が期待できることとしているところであります。

前のページ、31ページをごらんください。

まず、1の目的であります。

社会資本等の維持管理の中長期的な担い手を確保するため、道路や河川等の巡視・巡回等の地域維持事業を包括して契約することによりまして、社会資本等の維持管理及び地域における災害対応力の強化が図られ、また、窓口が集約されたり、契約の本数が減ることによる受発注者双方の事務の効率化が図られるものであります。

次に、2の概要であります。

(1) 時期についてであります。来年度当初の平成27年4月からを考えております。

次に、(2) 実施地域であります。土木事務所及び西白杵支庁の管轄する県内全域の11地域を対象としたいと考えております。

続いて、(3) 内容であります。先ほどの資料でも御説明したとおり、複数の事業や工区の

地域維持事業をまとめたり、複数年度など、従来より包括した契約としたいと考えております。

契約の相手方といたしましては、地域の実情を踏まえ、地域精通度の高い建設業者として、共同受注も含めた方式としたいと考えております。

最後に、3の進め方であります。

地域の状況を踏まえまして、実際に業務を行います関係団体の意見も参考にしながら検討を進めてまいりまして、検討の進捗に合わせながら、常任委員会を初めとする県議会の皆様や、外部委員会であります入札・契約監視委員会に適宜、御報告を行ってまいりたいと考えております。

技術企画課からは以上であります。

**○直原高速道対策局長** 33ページをごらんください。

本県の高速道路の現状と課題について御説明いたします。

本県の現在、事業中の高速道路、2路線ございます。上を行っておりますのが九州中央自動車道、それと、縦に走っております東九州自動車道は、今、県南の区間を行っているというところがございますので、この区間、いずれも国土交通省の整備や直轄事業での整備となっております。

2路線、平成26年度の事業予算は213億4,400万円となっておりますので、九州7県の中では、第1位の予算をいただいて事業を進めているというところがございます。

それで、この図の中で、事業4区間が県内では事業を行っておりますので、九州中央自動車道ですと高千穂一日之影間、それと蔵田一北方間の2区間が、あと、下のほうに目を向けていただきますと、東九州自動車道では清武一南北郷

間、北郷一日南間が事業を進めているというところですので。

特に、九州中央道の蔵田一北方間は平成27年度の開通予定、東九州道ですが、北郷一日南間は平成29年度の開通予定ということで、事業を進めているというところですので。

34ページをごらんください。

各区間の事業予算額が掲げてございます。全体で213億ということで、前年度の99.8%ということでございますので、若干、事業費は減りましたが、これは北浦一須美江が全通いたしましたので、事業が終息したということで、若干減っているのみでございますので、詳細をごらんいただきますとわかりますように、九州中央道につきましては、昨年度の2倍以上の予算がついて、80億9,300万となっておりますが、こうした伸びを見せているというところですので。

また、34ページの下側をごらんください。

まだ、事業化をしていない区間が、九州中央自動車道ですと、高千穂から五ヶ瀬を経て、蘇陽までの区間、それともう一つが、東九州道の日南一串間、そして鹿児島県の志布志へ至る区間が、まだ事業化をしてないわけでございますが、こちらの区間についての現在の状況を図に示したものが、34ページの下側でございます。

右側に縦に表みたいになっているものがございますが、日南一志布志間につきましては、26年5月28日と書いてありますが、第3回の小委員会まで進みました。

もう対応方針も、実はもう決まるという段階になっておりますので、今後は都市計画決定・環境影響評価、そして新規事業採択時評価、新規事業化という段取りで進んでまいります。

また、蘇陽一高千穂間につきましては、昨年、25年の11月に地域の意見聴取(1)という

のを行ってまいりまして、遠くないうちに第2回の九州地方小委員会が行われるというふうに、国土交通省からは聞いておるところでございます。

35ページでございますが、こちらは日南一志布志間のルート案が対応方針(案)ということで、5月28日に出されたものでございます。このとおりでルート、対応方針が決まるもの聞いておりますが、県内には、4つのインターチェンジが設けられるということでございます。

委員長、以上でございます。

○岩下委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○太田委員 20ページの県営住宅の指定管理の関係ですが、県北は外されてというか、何か理由があったんですかね、県北がないというのは。

○森山建築住宅課長 県北につきましては、指定期間が1年ずれておりまして、27年度までとなっておりまして、また来年、同じように指定を変えるということで、お願いすることになるということでございます。

○太田委員 20ページの資料によると、施設利用状況、24年から25年が、入居募集戸数が2倍近く上がってますよね。これは、指定管理したことによって上がったともみなすんでしょうけど、23年度から24年度にかけて上がったというのは、その評価の一つだろうとは思いますが、これ、なぜ上がったんですかね。

○森山建築住宅課長 23年度から24年度にかけてまして上がっているということでございますけれども、23年度までは、宮崎土木事務所と高岡土木事務所の2カ所の事務所の県営住宅につい

て指定管理しまして、24年度からは、今の2カ所に都城・日南・小林・高岡・西都・高鍋土木加えまして、合計8事務所の89団地、6,810戸については管理してございますので、その分、戸数がふえましたために、入居募集も、23年度から24年度についてはふえているということでございます。

○太田委員 指定管理期間のずれによって生じたということですね、これは。さきに23年度から指定管理をしていたところがあったわけですね、22年度から。そして、24年度から、また新たに追加されたというようなことでしょうか。というふうに理解しますけど。

○森山建築住宅課長 ここに記載しております24年度、25年度は、第三期の指定管理でございます、今年度までの3年間ということになっておりますが、第二期が平成21年度から23年度ということで、指定期間が変わったといいますが、平成18年度から3年ごとで一期ということできておりますので、その違いでございます。

○太田委員 わかりました。

私は、急激にふえたから、指定管理にしてよかったなという評価をすべきかなと思ってはいたんですけど、追加された分が、この期間からふえたということですね。はい、わかりました。よろしいです。

○岩下委員長 ほかに。

○中野委員 指定管理者、とにかくそれぞれ考え方が同じだけど、この指定管理者を導入した目的というのはわかっていますよね。

いかに県の出費を低くするか、そして中身がよくなるかという目的で、もともと指定管理者制度はやり出したわけよ。だから、もう我々はこんな長い説明は本当は要らんのよ。

要は、これまでは県が直接やっていたときは



幾らかかかっていて、指定管理者になったら、これだけ安くなりましたと。安くなった上に、これだけサービスを含めて、いい結果が出ましたと。

例えば今の住宅も、この約1億8,000万は、もともと家賃の徴収よな。1件当たり何ぼになるか。そういう感覚でやらんとよ。

そうすると、要は、今まで未納が多かったけど、家賃収入がこれだけ上がるようになりましただと。肝心のところが抜けているわけよね、俺が聞きたいところは。長々と説明があるけど。

**○森山建築住宅課長** 大変申しわけございません。

これは、第三期で計算しますと、1戸当たりが大体2万8,000円程度になっておりまして、今、委員御指摘の家賃の徴収につきまして御報告いたしますと、指定管理者を導入する前の平成17年度と現在を比較して申しますと、平成17年度の家賃の徴収率が、これは現年度の家賃でございすけども、98.12%でございました。これが、平成25年度末では99.89%。1.7ほど上がっております。以上でございす。

**○中野委員** 報告としては、やっぱり指定管理者にした目的、最初、そこを説明して。みんな、そうやろ。何か指定管理者にするのが目的みたいな感じで、そこら辺をしっかりと目的を追求してやらんと、最初の目的が薄れるかなと思うんですよね。ぜひ次からやって。

もう一つ。できたら、去年、各指定管理者の決算書。4月か、9月ぐらいか。この指定管理者の全体は行政経営課で管理しとるけど、そういう目的のところは全然出とらんですよね。

ただ、一部、決算書が載っとなって、何のためにやってるかわからん。ぜひそこ辺をしっかりとしてください。

それともう一つ。

24ページ、指名競争入札、これ、もう私は、ここで議論しよったら、みんなに迷惑かけますから、もう個別でやらせてもらいますけど、試行をやったけど、結局、試行はやってよかったというのをわかっておるわけ。これで悪かったというのは、今まで入札制度をやっておったら、みんな指定することになるから、結果は、いい結果ですよという話になるだろうと思って。

それと、もう一つ。指名選定基準の見直し。県がこうやるのを何かいろいろ机の上で考えて、それなりに格好つけんと、やっぱり形がつかんとかなと思いつつながら見ておるんやけど、今、本当に、いろいろ書いてあるけど。東諸県の建設業でも、いろいろ県工事の指名状況、受注状況なんかを参考にすると書いてあるけど、1年たつても一個もとれん人が半分ぐらのおるとよ。

それから、建設機械の保有なんて、国も能力審査に入れてる。こんなの今ごろ、建設機械なんか持つておったら、全て倒れてしまう。県の工事もとれるかとれんのに、建設機械なんか持つてる余裕がない、今。

昔は、指名競争入札で、これを持つてると点数に入りよったね。1回それを抜いて、また少なくなったから。だから、これは指名基準、能力審査のほうには入っているけど。国の基準にも、こういう指名入札をするときに、建設機械の保有とか何かそういうのを入れているんですか。

県独自で入れるわけ、この建設機械の保有。今は、もうリースでやらんと、機械を抱えたら、すぐつぶれてしまう。

**○高橋技術企画課長** 選定基準の話ですけども、一応、この指名を始めるときに、災害対応力の強化という目的がございまして、それと関連し

て、やはり何か起こったときには、自前の機械を持ってすぐ駆けつけるというようなことも評価したいということで入っているものでございます。

○中野委員 いや、そりゃ、わかるよ。県の一方的な話で。今の業者の受注状況を見てごらん。1年に3,000万、2,000万でもとればいいほう、とれんところが多い中で、能力審査、管理しておところは管理課よね。そんなところで、また入れとるけど、今、建設機械、そんなもの持っているとしてよ、稼働率なんか計算してごらん。年に10日とか30日とか、そんな話になるやつをこんなところに入れるというのは、本当、私は、現実を無視した方策だと思うよ。

それから、施工実績、工事成績、これなんかも、今、業者から聞くけど、3,000万、2,000万で、とにかくもう県に出す書類が厚くてたまらんとと思う。

俺、今度、3,000万の工事で県に出す書類がどんくらいになるか、1回借りてきて、議会で見せようと思ってたけど。それだけ中身を詳しくとって、今度は、途中で工事成績をまた検査項目でいろいろやるけど。

もうちょっと業者の実態を考えながら、こちら辺やっていかないと。Aクラス、Bクラスは無理なら、もう年間1本、五、六千万とかとった人はいいけど。ほとんどBクラス、Cクラス。

夫婦でやったり、事務がいたり。現実と照らして、技術企画課でもうちょっと現場を見てよ。そんなのせんと、本当、現実と離れてる。

以上です。

○福嶋管理課長 ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど技術企画課長が答弁いたしましたとおり、災害対応力の強化という観点で、機械の保

有ということ項目に入れておるところでございますけれども、参考までに申し上げますと、建設機械の長期リースという評価でございますけれども、これにつきましては、資格審査のところにおきましては、保有と同じような評価はしているところでございます。参考までに。

○中野委員 もともと長期リースという言い方が……業者は、工事の必要なときだけ借りればいいわけよ。長期で借りたら、長期の金を出さんといかんのよね。その期間中、その機械を使うところが1週間やったら、1週間、借りればいいわけ。そういう長期リースというような考え方は、執行部にしてはそれで成り立つけど、業者はそんなことをしてたら——今、91か92で黒字も出ないという中で、本当、こんなの入れたって、とれるかとれんかのために、何千万かするような重機備品を買う業者は、どこにもおらんよ。本当、もう少し実態を見らんとよ。

○岩下委員長 ほかにございせんか。

○後藤委員 32ページですね、この地域維持型契約、特に経済産業省の中小企業庁は、以前から、地域の産業振興ということで、非常に事業協同組合、適格組合が推進していて、やっと国交省と足並みがそろったというか、方向性が一致したんじゃないかなと思ひまして。

品確法が5月末に成立して、来年7月ということで、建設業を初め、意見聴取というか、当然、いろいろしていかないといけないんですが、そのチェックなんですよね。

何と申しますか、今、中野先輩もおっしゃいましたけど、意見とらないといけませんけど、受発注の簡素化とか、先ほどのリースの問題なんかもそうですけど、非常に計画的にできるとか、業者さんにすれば非常にありがたいものですから。各地域地域の条件が違うもんですから、

各土木事務所もその建設業界の方々の意見を逆に取り入れて、ぜひ進めていただきたいと思えますので、よろしく願いしておきます。

○岩下委員長 ほかに何かございませんか。

○新見委員 県営住宅の指定管理者制度について、ちょっとお尋ねしたいんですけども、私は宮崎市在住ですが、宅建協会が指定管理者ということで、結構、受けていらっしゃるんですけども、宅建協会内のお話ですけども、例えば、今年度は、協会の中の会員の、どこどこ住宅にこの団地を管理させると、翌年度は別のところがまたそこに入る、というようなシステムになっているんですかね。

○森山建築住宅課長 宅地建物取引業協会に委託しているところでございますけども、ある程度、団地の戸数を、例えば300戸ですとか、団地ごとに管理会社を定めまして、そして、それぞれ管理しているということで、宅建協会のほうでされております。

○新見委員 この年度は宅建協会の中のこの住宅会社がこの団地を管理すると、翌年度は、別の会社がこの団地を管理すると、そういうところまではわかりませんか。

○森山建築住宅課長 選定された後については報告等でわかりますけども、前もって、こちらのほうから指導は行っておりませんので、協会のほうにお任せしてあるところでございます。

○新見委員 建築住宅、県営住宅のこの指定管理者制度については、確かに、入居したいという人たちにとっては、募集回数がふえた。そしてまた、抽せん日とかそういったものも、本当に県民に配慮した曜日の設定とかをされております、やっぱり利便性の向上に努められているという点については評価したいと思います。

ところが、入居者から聞く話では、以前、う

ちの団地を管理してた、どこどこ住宅の誰々さんのときは、物すごくよくしてくれたけども、今度、管理担当になったどこどこ住宅の誰々さんは全然だめだわと、そういう声もやっばらちら聞こえてくるんですよ。

そういう意味では、この評価の最期に出ている、カのどこに出ている、人材の育成ですかね、これがやっば大事になってくると思うんですが、建築住宅課としては、この人材の育成についてはどう取り組んでいかれるのか、ちょっと確認させていただきたいと思えます。

○森山建築住宅課長 この人材育成ということが、今、委員、御指摘のとおり非常に大事でございまして、我々としても、宅建協会のほうで、毎年、会議とか研修会を開いて勉強会をしたりとか、そういった接遇の問題ですとか、研修は行っているようでありまして、我々も、そういった研修に呼ばれたときには行って、そういったお話をしますし、そういったお話があれば、公平・平等に入居者の方に接するようにと、指導といったことは行っているところでございます。

○新見委員 じゃあ、よろしく願いしておきます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○宮原委員 済みません。建設技術センターの指定管理のところで、この2の施設利用状況というところで、施設使用料収入額というのが出ていますけど、これは上のこの一般の方の利用者、青年隊の方からは徴収してないんですかね。

○福嶋管理課長 委員、御質問のとおりでございまして、利用団体数、利用者数と書いておりますが、教室をそれぞれ利用しています。この方々の使用料の部分を3段目に上げているというところでございます。

○宮原委員 あと一点。先ほど開発隊の定員が60人ということをお聞かせいただいたように思うんですけど、平成25年で29人が利用していますということになりますから、これが60人になると、当然、いろいろ経費は逆にかかるのかなと思いますけど、そうした場合の、この指定管理料というのは変わってくるのでしょうか。

○福嶋管理課長 60名を前提としていろいろ計算いたしまして、この指定管理料でございます。

仮に、これが施設の容量としては、実は、まださらにございますので、その60を超えるとかいう話になってくると、ちょっとその辺については調整が必要かと思っています。

○宮原委員 ということは、半分しか開発隊が入ってないので、60で計算してあるということは、向こうとしても、運営上は、しやすいということになるのでしょうかね、考え方ですけど。

○福嶋管理課長 数が少ない分については、確かに管理はしやすいかと思いますが、ただ、例えば1クラスで20人、29の場合は施工管理課程が23、選考課程が6の29なわけですけども、これにつきまして、恐らく20人も30人も事業をやるのは同じということで、固定的な部分と、多少、管理が楽になる部分とあると思うんですけど、結構、固定的な部分について大きいのではないかなと考えております。

○宮原委員 よくわかりました。

あと一点、この建築住宅課の県営住宅のところで、県営住宅が設置されている目的というのが、住宅に困窮する低所得者の住居の安定を図るというのが、まず目的で設置されているというふうに思うんですが、これ、法律とかそういったのでどうもならんとでしようけど。

今、人口がどんどん減少をしていくという状況を考えたときに、私の地域もですけど、人口

が将来、非常に減りますよという状況ですけど、県が管理している県営住宅の戸数は、やっぱりその時代の流れに応じて落とすとか、そういうことはできるんですかね。

○森山建築住宅課長 現時点では、長寿命化計画というのを策定しまして、ブロック造の平屋建てとか、2階建ての古いものについてを中心に建てかえとかをしておるわけですが、今、御指摘のありますように、今後人口、世帯数ともに減っていくと、人口は、もう既に減っておりますけども、そういった中では、また、計画を見直す時期にも、そろそろ参っておりますので、そういった、将来の人口ですとか、あるいは世帯の変更、高齢化等の進展もございますので、そういったことをいろいろ勘案しながら、適切な戸数ということ、市町村営住宅もございますので、一緒に協議等をしながら、戸数等の検討については考えていきたいというふうに考えております。

○宮原委員 言われるとおり、低所得者層の住居の安定ということであれば、市営住宅であろうが、町営であろうが、村営であろうが、県営であろうが、一緒だというふうに思うんですけど、やたらと貸し家がふえているような状況があるんですよ、どこでも。

貸し家がふえている状況でありながら、人口は減ってくるのに、結果的には、古いところから、どんどん新しいところに移っていくだけで、全体の人口がふえるわけではないもんですから、やっぱり地域の経済的にはどうなんだろうと。

この県営住宅がなければ民間住宅に入って埋まるんだろうけど、と感じられた部分もあったもんですから。指定管理としては問題はないんですけど、長期的なことを考えたときにはと感じた部分がありましたので。

今、説明がありましたように、見直しの時期もあるということであれば、やっぱり適正な必要な枠というもので、戸数の維持を図られたほうがいいのかなというふうに思いましたので、十分検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

**○外山委員** 平和台公園の指定管理者について、ちょっとお尋ねしたいんですが、あそこの奥のほうに、はにわ館がありますね。

あそこの管理人の方、日曜日と月曜日が休みで、勤務のときは10時から4時までじゃないかと思うんですが、この人の身分というか、どういう立場なんでしょうか。

**○瀬戸長都市計画課長** ボランティアとして働いていただいております。

**○外山委員** ボランティアでありがたいけど、あの人も高齢だから、来なくなったら、あそこは誰もいなくなるのかな。

あそこの横に、子供が遊ぶ場所がありますよね、ちょっとちっこいのが。だから、結構、観光客も見えるし、子供さんたちも、あそこに来て、いろんな説明をあそこの方から聞いておるんですね。

ですから、県が全くタッチしないボランティアの方がされているのは、何かちょっと中途半端な気がするんですかね。何かそこ辺のところの位置づけをきちんとしてもらう必要があると思うんですけど、それ、どうでしょうか。

**○瀬戸長都市計画課長** 今、言われるように、はにわ館に勤務していらっしゃる方は、非常に御高齢でございます。そういうこともございまして、今後、あそこのはにわ館、はにわ園もですけれども、あそこの中の維持管理について、今後どういうふうにしていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

**○外山委員** 今、おっしゃったように、ぜひ部内で検討してもらいたいと思いますので。

**○渡辺副委員長** 指名競争の件で、ちょっと基本的なことの確認も含めてお伺いしたいんですが。

私が議員になる前の話ですが、いろんなことがあって指名競争をやめて、昨年ですか、年度の途中に、知事が、災害対応力を強化するという目的で指名競争を復活、試行を始めたということですがけれども、昨年は、年度途中からの1年間は丸々ない試行だった。今年度は、丸々26年度1年間、試行するということですよ。

昨年度の分の検証が、この時期になるということは、少なくとも、その試行をやめるというタイミングは、26年度丸々1年間やって、来年の今ごろなり1年間やったものを通した結果を判断して、それ以降になるというふうに考えたらいいんでしょうか。

もしくは、そのほか、その試行が終わる期間というか、試しが終わって、どういう結果なのかわかりませんが、次の判断、次の段階に進むタイミングは、どういうふうに県としては考えていらっしゃるかと理解すればいいでしょうか。

**○福嶋管理課長** 副委員長お尋ねのとおり、確かに通年試行ということでございまして、そのタイミングを、どこで検証するかという問題はあると思いますが、その目的といたしまして、昨年の実施件数を掲げてございましたように、166件が少ないというのが、一つございました。

ですから、今回、今年度では、はっきりわからないんですけど、200件は超えるだろうと。それが、例えば12月末までに幾らぐらいあるのかどうか、そのあたりも含めまして、その後、どうするかということになると思うんですけど

ども、その辺の判断に当たっては、幅広く御意見を伺う必要もございますし、いろんなことを踏んで、手順を踏んで答えを出していかないといけないと思いますので、なかなかちょっと時期云々というのは、今のところ、非常に難しいなというところで、判断はしていないというところがございます。

**○渡辺副委員長** いろいろ難しいところがあるというのは想像はできまして、今のことであれば、必ずしも、通年試行が絶対条件ということでは、状況を見定めるために、必ずしも通年試行が絶対条件ではないというふうなことなのかなと理解をするところです。

**○鈴木県土整備部次長(総括)** 補足なんですけど、今、管理課長が通年試行をするということ。昨年につきましては大型補正がございまして、非常に事業量が大きくなったということで、なかなかということ。

今回、新たにこういう取り組みをしますということなんですけど、時期としましては、1月ぐらいを大体——いろいろ分析をしまして、今度、試行なのか、どういう形でいくかというのは、いろんな御意見を伺いながら——来年の2月議会に、またいろんな形で御相談できればいいなというふうに考えておりますので、一応、通年だから、きちっと3月までやって、6月にやるんじゃないかと、中で、一応、区切りをつけまして、そういう傾向なりをつかんで、また御相談するというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○渡辺副委員長** 試行中で、分析もこれからですからあれですけれども、一般論で考えたときに、きょう、いただいている資料の中でも、工事の指名競争をやっている比率は30%前後ということですが、当然、試行がとれば、

もし本格実施というか、するということになれば、一般論で考えたときに、その比率は、例えば高まっていくというふうに考えるべきなのか。また、予定価格の基準、今、3,000万未満となっているところの金額についても、当然、その額の見直しが行われる可能性はあるというふうに考えるべきなんでしょうか。

それとも、今のような規模、それだと試行を外して何かあんまり変わらないということになるかもしれませんが、その辺はどう、一般論を含めて考えればいいんでしょうか。

**○鈴木県土整備部次長(総括)** 先ほども説明しましたけども、入札制度はいろいろございまして、価格競争もあるし、総合評価、今回、新たに指名ということで、いろいろ多様な。あとは地域企業育成型というのがございまして、あれが4,000万ぐらい、いろいろやっていますが、多様な入札制度がございまして、今回、指名ということで、この目的は、あくまでも災害対応力と、地域にいらっしゃるそういう建設業者の方が、将来を見据えてきちっといていただく、育成していただくということで、一応、考えておりますので、今後、すぐすぐ来年以降、いや、これをもう4,000万するんだ、どんどん指名上げるんだということは、現時点ではなかなか厳しいかなと思っております。

については、いろいろな入札をやっておりますので、今後、やはり、先ほど申しました建設業者の方が非常に少なくなっているとか、将来的に公共事業がどうなっていくんだとか、非常にまだ不透明なところもございまして、いろんな方と試行しながら、今度、検討していくことになるのかなと、今のところはそういう形で考えておるところでございます。以上でございます。

○岩下委員長 ありがとうございます。

○大田原県土整備部長 資料の26ページをちょっと見ていただきますと、その他のところなんです、アンケート調査もやっております。

いろいろな意見があります。今、総括次長がお話ししましたが、なかなか今の段階では、どういうふうに判断すればいいかというの、なかなか難しい状況でございますので、今後、特に、先ほど言いましたように、上半期の発注は9割が補正です。それと、繰り越しも多くございます。発注をどんどん出していきますので、その中での件数がふえることによって、また、状況もよくわかってくるかと思っておりますので、その中で、いろんな判断と、またこの常任委員会等でも報告をさせていただきながら、よりよい入札方式になっていくように努力していきたいというふうに考えております。

○岩下委員長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

○中野委員 26ページのこの検証結果一覧の工期短縮状況、どうやって見るのか教えてください。

○福嶋管理課長 26ページの合理性、効率性のところの(5)の工期短縮状況が▲という表示になって、委員御質問のとおり、わかりにくい状況ですけれども、備考欄にちょっとお書きしておりますけれども、通常、契約をいたしまして、変更契約する形が多くなってございます。

当初の契約の工期と変更後の契約工期で、短縮があったかどうかというのを見てたわけですけれども、結果的に▲が立っておりますので、実際は、当初よりも変更後のほうが、工期が長くなったということでございます。

これは、いろんな要因が恐らくあると思えますけれども、実際、試行いたしました案件につ

いては、変更後の工期が当初より長くなったと。指名競争でいうと1.4日、長くなっているということでございます。

○中野委員 ということは、この今、3つの方式で見ると、指名のほうが、一番短縮できたということではないか。悪かったということをお願いしたかった。

○福嶋管理課長 確かに、価格競争方式でいうと1.9日長くなっていますので、そういう意味においては、指名競争方式のほうが工期の延長幅が小さかったということでございます。

○中野委員 その工期というのは、最初、契約するときに、工期期間がありますよね。一番、基本はそこやわね。その契約どきの工期期間に対して延長した、短縮できたかという話で。延長期間があったかどうかということは、これは、例えば、業者の責任で延長することになったのか、発注側の落ち度というか間違いで延長になって。それに対して、例えばどれくらい短くなったかというのは、おかしいのじゃないかな、そんな評価の仕方は。

○福嶋管理課長 ここにつきましては、工期の短縮という観点で、合理性、効率性の観点から、工期の短縮が図られれば、そういったところは評価できるかなと、最初、実は見ていたところでございます。

ですから、ここがプラスの数字が出てくれば、その3つの方策、それぞれの入札方式で、いわゆる合理性、効率性の評価が出たんだろうと思うんですけども、結果的に、全て▲が立ってしまったので、もろもろの要因があったと思われるし、委員がおっしゃるように、ちょっとわかりにくいような状況、この部分については、評価がしにくい状況になっています。

○中野委員 ようわからんのやけど、最初の工

期どおりしたか、せんかったかって評価はないわけ。まず、それが先にあるって出てこないことには。ようわからんけど。

最初の契約の工期どおりの期間内にやったかどうかというのをまず一本、それより延びた場合はマイナス点でいいけど。何か基本的にはやっぱそうじゃないかな。

○福嶋管理課長 おっしゃるとおりでございます。基本的には工期どおりやっているか。ただ、その中で、一定の短縮が図られた事実があったかどうかをちょっと確認したということでございます。

○中野委員 例えば、「開札～契約」なんて、どちらに重点を置いて、事務方がどちらを早くするかという話で、執行部の中身の問題やわ。

どれくらい期間をとるかって、金額が大きいから、当然長くかかるじゃろうし、こういうところに全然合理的か効率的か、逆に執行部が、もうちょっと中身を、業者よりか、やり方を考えんといかんとやないと、これは。

それから、我々が知りたいのは、入札不調・不落・辞退。今度一回、じっくり、どんな要件か——結局、これも一番、指名競争入札があつて、いろいろ外向けの事情があるだろうと思うけど、何でまた1年試行するのか。不思議でたまらんのやけどな。

もともと、この入札、こんなになったのは、官製談合のせいなのよ。県庁職員のせいでもない、業者のせいでもない、官製談合でこんなになって。みんな、県庁の職員やら業者が悪者になって、こんなことになって。だから、早く、もとに戻さないと。試行、試行と言ってないで。

以上です。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○外山委員 ことしの事業で、青島の植物園の改築の計画がありますね。それで、建物を含めて、いろんな計画があるんだけど、トイレに特化してちょっとお聞きしたい、ほかのほうは別で。

1週間ぐらい前かな、読売新聞が大分県の例を、ちょっと大きな記事で、トイレのデザインを募集して、要するに客寄せというか、そういう事業をやっております。

今の量販店でも、飲食店でも、トイレがいいか悪いかで、お客さんの入店数が違うんですね。トイレというのは、文化のバロメーターだと思うんですね。

戦後、日本の国も、昭和20年代、その前は知りませんが、公共のトイレなんてのは、もうひどいもんなんですね。駅のトイレも汽車もね。そういう目で、外国に行って見ておると、やっぱり発展途上国は非常に悪い。だんだんよくなっています。

昭和30年ごろ、私がヨーロッパに行ったとき、飛行場やら駅やら、公共トイレを見て、非常に美しい立派なんですね。立派っていうか、きれい、清潔。だから、日本のトイレがひどい状況のときに、ああいう国はすばらしいトイレだなというのを今でも覚えておるんですね。

日本も、ようやくこういう時代になってきた。そうすると、トイレもよくなってきましたよね。いろんな公園のトイレも、そこそこにきれい。たまに汚いところがあるんですが、昔とは全然、比べものにならないですね。駅のトイレも非常にきれいになってきた。

そういうことを考えたときに、あそこの青島の植物園でトイレを今度、つくるということに



なれば、すばらしいトイレをつくってほしいんですよね。あそこのトイレがすばらしいというだけで、お客さんが、多分、相当ふえると思う。

そういう意味で、具体的なことをちょっと聞きたいんですが、どういうトイレを今、考えておられるか、アウトライン。

**○瀬戸長都市計画課長** 亜熱帯植物園の新しいトイレについての御質問だと思うんですけども、今現在、考えておりますトイレは、県産の杉材を使いまして、木造づくりを考えております。

子供さんからお年寄りまでが、ゆっくりくつろげるような明るい空間にしたいと考えておまして、トイレも、主に洋式トイレを使用することとしております。あと、洗面台も、大人用と子供用も1つずつ、男子と女子のほうに設置したいということで、今、アウトラインは考えております。

委員言われるように、トイレをきれいにしておくということは、非常に大切なことだと思いますので、今回の次期の指定管理者が管理することになると思いますけど、その辺をしっかりと協議をしながら、きれいなトイレを保持していくように、やっていきたいというふうに考えております。

**○外山委員** 運動公園も管理が県土整備部だけど、実際に、あそこのトイレ設置なんか教育委員会がやっとなるから、ここでは議論しませんけど。この前も、プロ野球があったとき、あそこに行った人から、トイレに行ったら、ほとんど和式で、ある程度の高齢の方だったんですが、和式だと、突っかい棒がないと、ようしゃがめないということを言われました。

それから、学校現場も、やっぱり小学校、中学校、高等学校、まだ和式が多いんですね。今さっきの話だと、洋式を中心ということですが、

どういう形態にするか、洋式がいいのか、和式がいいのか。それからウォシュレットにするのか、予算の絡みもありますが。

そこ辺の調査というか、アンケートをとってみて。あそこの青島の場合、私は、洋式中心のほうがいいと思う。その場合、女性のトイレのスペースと、男性のトイレのスペース、それをどういうふうに考えておられますか。

**○瀬戸長都市計画課長** 詳細につきましては、ただいま設計をしているところなものですから、男性用、女性用まで把握しておりませんが。

**○外山委員** はい、わかりました。

その設計で、ぜひ気を使ってほしいのは、トイレを研究しておる人がおるんですよ。その人のデータを見ると、大小は別にして、女性が男性よりもトイレで過ごす時間は3倍ぐらい多いんですよ。

ところが、公共のトイレはどこでもそうですよね。昔からそうでしょうが、学校でもそう。男性と女性が同じなんですよ、スペースが。学校は、多分、小中高等学校も、男性・女性は半分半分だろうと思う。だから、それに比例して、トイレの数を半分半分にしたんでしょうかね。

この前、ちょっと前に、高等学校のある子供さんがおられる父兄から、女の子だけど、学校の休み時間は10分か15分でしょう。もう決まった休み時間ね、高等学校。トイレに行くと、女性のほうがずらっと並んで、休み時間になかなかできないと。男のほうは、もうすぐ済ますから、がらがらあいておると。何で女性のほうを余計につくってくれんかと。

宮崎の芸術劇場でもそうですよ。幕合いに行くと、女性のトイレの前には、いっぱい並べますよ。だから、そこ辺のところの、県でも、教育委員会にもちょっと言っておるんですが、

そういう調査を、アンケートを含めてするべきじゃないかと思うんですね。

ですから、青島の参道も、どのくらいの人が通られて、それによって、あそこを利用される方がどのくらいということも必要でしょうし、男女の比率は、なかなかとれんだろうけど、しかし、ある程度、あそこで見ときゃ、男・女半々、どうかすると女性のほうが多いかもわかりませんよね。そういうことを調査する。

それから、洋式がいいか、和式がいいかというのも、これは調査をすればわかりますよね、子供、大人、高齢者ね。そういうことをベースにして。

ここは都市公園のトイレも管轄しておられますよね。だから、洋式がいいか、和式がいいかというのは、やっぱりそういう科学的な根拠とか調査をきちっとして、県全体がそういう認識の上で公共トイレをつくっていくということが、必要じゃないかと。もうそういうところに来ておると私は思っておりますので、どうでしょうか。

**○瀬戸長都市計画課長** 先ほどの質問にお答えします。今現在、設計をしておりますけど、今、アウトラインとしては、数としては、男性用の大便器を5つ、女性用7つを今考えております。それぞれ、一応、和式は1基ずつは設けたいということで、それ以外については洋式を考えているところです。

**○外山委員** 男性用が5つ、女性用が7つ、私の感覚では、女性をもうちょっとふやして、男性をちょっと減らしたほうが良いような感じもしますが。

ただ、これはアバウトじゃなくて、やっぱりいろんな調査の仕方があると思うんで、一度、きちっとそこ辺を調査されて、数は決めていった

ほうがいいんじゃないでしょうかね。

**○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）**

今、委員がおっしゃられる、非常に大事なことだと思っています。今、宮崎県もおもてなしということで、いろんな形をやっていこうという形で、来られるお客さんたちが気持ちよく使っていただく、まさに大事なことだと思っていますので、今、非常にありがたい御意見ですので、参考にさせていただいて、しっかりとその辺も踏まえた上で、よりよい施設になるように頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○外山委員** はい、わかりました。以上です。

**○岩下委員長** ありがとうございます。ほかにございませんか。

**○大田原県土整備部長** ちょっと今、委員の補足説明なんですけど、運動公園につきましては、御指摘が以前ありましたので、今、ちょっと県土整備部内の県単予算をかき集めまして、できる範囲で改修しようかということで、今、動いているところです。

それと、運動公園全体につきましては、やはり、御指摘がありましたように、教育委員会と連携を図る必要がございますので、向こうにもちょっと、私、教育長にも話したところです。

ですので、もっと連携を図りながら、いろんなアンケートといいますか調査、それもやってみて、どういう形が望ましいかをちょっと大至急やりながら、県民の皆さんのそういう、安心してといいますか、そういうふうな施設に持っていきたいと思っておりますので、また今後、いろんなそこ辺の検討は進めていきたいと思っています。

**○岩下委員長** ありがとうございます。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時25分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございますが、委員会の日程の最終日に行うこととなっておりますので、19日に行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時25分散会

平成26年6月19日(木曜日)

---

午後1時30分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	岩下	斌彦
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		中野	廣明
委員		宮原	義久
委員		後藤	哲朗
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田	哲哉
議事課主査	長谷	恵美子

---

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 ありがとうございます。一括という御意見でございます。それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第9号及び第11号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ありがとう

ございました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として特に要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

---

午後1時35分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいま御意見が出ました太田委員、中野委員、宮原委員、そして副委員長も含めて御意見がございましたが、それを参考にしながらまとめたいと思いますが、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車道国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月25日金曜日でございますが、開催を予定しております。

当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に、委員長が報告を行うこととなっております。

ります。

この報告に当たって、お手元に配付の「委員長報告骨子(案)」をもとに行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

---

午後1時40分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、総会における委員長の報告につきましては、ただいま外山委員、中野委員ほか委員の皆様方の御意見を踏まえながら、詳細については正副委員長に御一任いただくことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月は、高速自動車道国道建設促進宮崎県期成同盟会の総会の前々日の23日水曜日に、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

---

午後1時47分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、10月22日水曜日から

24日にかけて、ただいま御協議をいただきました港湾、金属製品、あるいはフードビジネス、あるいはお菓子、流通関係などについて実施するものとし、詳細については正副委員長に御一任をいただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

○中野委員 ちょっと相談やけど。

○岩下委員長 暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

---

午後1時54分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、いろいろ御意見をいただきました。それらを含めて織り込んでいきたいと思っております。

以上で委員会を終了いたします。

午後1時55分閉会